

第10期 第3回北区男女共同参画審議会 次第

日時：令和7年 10月 30日（木）

午後6時30分

会場：北とぴあ5階

スペースゆう多目的室 AB

1 開 会

2 議 題

（1）第6次アゼリアプラン事業実績報告書【令和6年度】（案）について （資料1）

（2）第7次アゼリアプラン評価シート（案）について （資料2）

3 その他

4 閉 会

-----◆◆ 資 料 ◆◆-----

- ・ 次第
- ・ 資料1 第6次アゼリアプラン事業実績報告書【令和6年度】（案）
- ・ 資料2 第7次アゼリアプラン評価シート（案）

北区男女共同参画行動計画

第 6 次アゼリアプラン

事業実績報告書

【令和 6 年度】

令和 7 年〇月

東京都北区

目 次

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）の概要.....	2
（1）計画の性格.....	3
（2）計画の進捗評価.....	3
（3）計画がめざす目標.....	4
（4）計画の体系.....	5
2. 第6次アゼリアプラン 令和6年度重点取組.....	7
3. 評価の進め方.....	8

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組み

1. 第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の進捗評価	
（1）北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価.....	14
（2）課題別評価.....	17
（3）課題ごとの数値目標一覧.....	20
（4）個別事業一覧.....	21
（5）男女共同参画配慮度チェックの結果.....	41
2. 今後の取組み	
（1）第7次アゼリアプラン策定の経緯.....	56
（2）第7次アゼリアプラン重点取組.....	57

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 令和6年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況.....	60
2. 令和6年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況.....	60

■参考資料■

・東京都北区男女共同参画条例.....	61
---------------------	----

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）の概要

- （1）計画の性格
- （2）計画の進捗評価
- （3）計画がめざす目標
- （4）計画の体系

2. 第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の重点取組

3. 評価の進め方

1. 北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）の概要

区では、平成3年に「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定し、以降、取組みを進めてきました。

そして、平成18年6月には、「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて基盤を整備しました。

現在は、令和2年3月に策定した第6次アゼリアプラン（令和2年度～令和6年度）に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

(1) 計画の性格

- ①この計画は、令和2年度から令和6年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第6次アゼリアプラン)です。
- ②この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- ③この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- ④この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- ⑤この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- ⑥この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ⑦この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。
- ⑧この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。

(2) 計画の進捗評価

この計画は、毎年、多様性社会推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

(3) 計画がめざす目標

この計画では、条例の基本理念に基づいた、4つの地域社会の姿を目標に掲げています。

①人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会

②ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会

③あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会

④男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

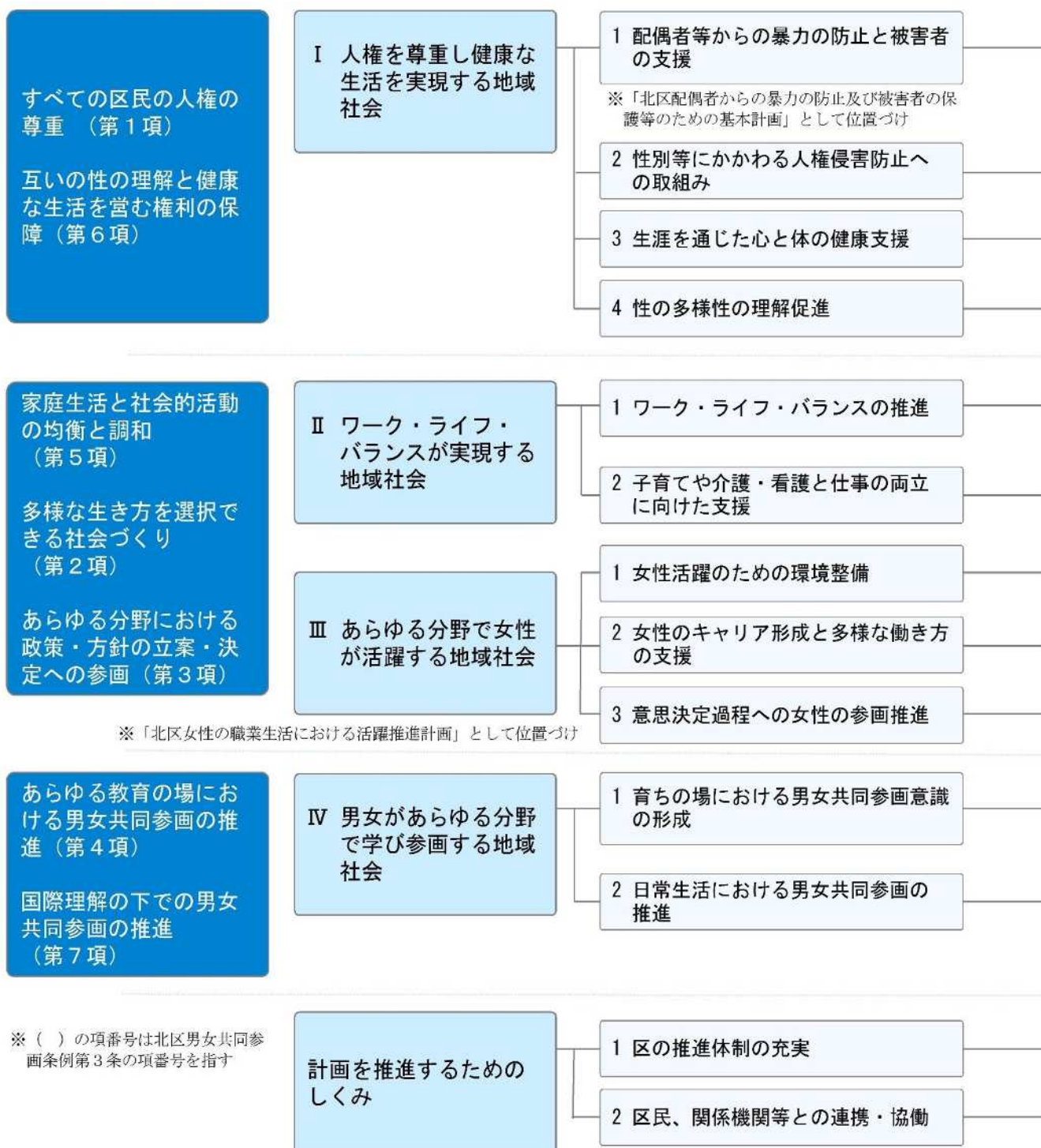
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会

(4) 計画の体系

〔男女共同参画条例の基本理念(第3条)〕

〔目 標〕

〔課 題〕



[施策の方向]

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| ① 配偶者等からの暴力の未然防止
③ 相談体制の充実 | ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進
④ 被害者支援の充実 |
|-------------------------------|-----------------------------------|

- | | |
|--|-------------|
| ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み
③ 人権意識の向上 | ② 虐待防止への取組み |
|--|-------------|

- | |
|--|
| ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
② 健康づくりへの支援 |
|--|

- | |
|--------------|
| ① 性の多様性の理解促進 |
|--------------|

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 企業等への働きかけと支援
③ 男性の働き方に対する意識改革 | ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進
④ 治療と仕事の両立支援 |
|------------------------------------|--------------------------------------|

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| ① 子育て支援の充実
③ 介護・看護をサポートするしくみづくり | ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 |
|------------------------------------|--------------------------|

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営
③ 男女がともに担う家庭生活 | ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止 |
|---------------------------------------|----------------------|

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① キャリア形成のための支援
③ 起業家・自営業者への支援 | ② 多様な働き方への支援 |
|----------------------------------|--------------|

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 多様な分野への女性の参画推進 | ② 女性のリーダー育成・登用支援 |
|------------------|------------------|

- | | |
|---|---------------------|
| ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成
③ 地域における男女共同参画意識の形成 | ② 家庭における男女共同参画意識の形成 |
|---|---------------------|

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 男女がともに自立し生活するための支援
③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大 | ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実 |
|--|-----------------------|

- | | |
|---|-----------|
| ① 職員の意識啓発
③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実 | ② 計画の進捗管理 |
|---|-----------|

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ① 区民、地域団体等との連携
③ 大学との連携 | ② 企業・産業団体等との連携 |
|----------------------------|----------------|

2. 第6次アゼリアプラン 令和6年度重点取組

目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組	内 容
1	配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	相談事業の充実	こころと生き方・DV相談、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。
2	性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3	生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
4	性の多様性の理解促進	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発、情報提供を行うとともに区職員に対する研修等を行います。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課 題		取 組	内 容
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	男性が子育てや家事に主体的に参画するため、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催をはじめ、男女が共に担う子育ての環境づくりを行います。
2	子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。

目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課 題		取 組	内 容
1	女性活躍のための環境整備	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する意識の向上を図るため、講座やパンフレット・情報誌等による啓発を行います。また、区職員に対する研修を行います。
2	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を関係機関と連携して実施します。
3	意思決定過程への女性の参画推進	町会・自治会等地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組	内 容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	保育園をはじめとする学校教育現場における人権や男女共同参画についての意識啓発に努めます。
2	日常生活における男女共同参画の推進	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。

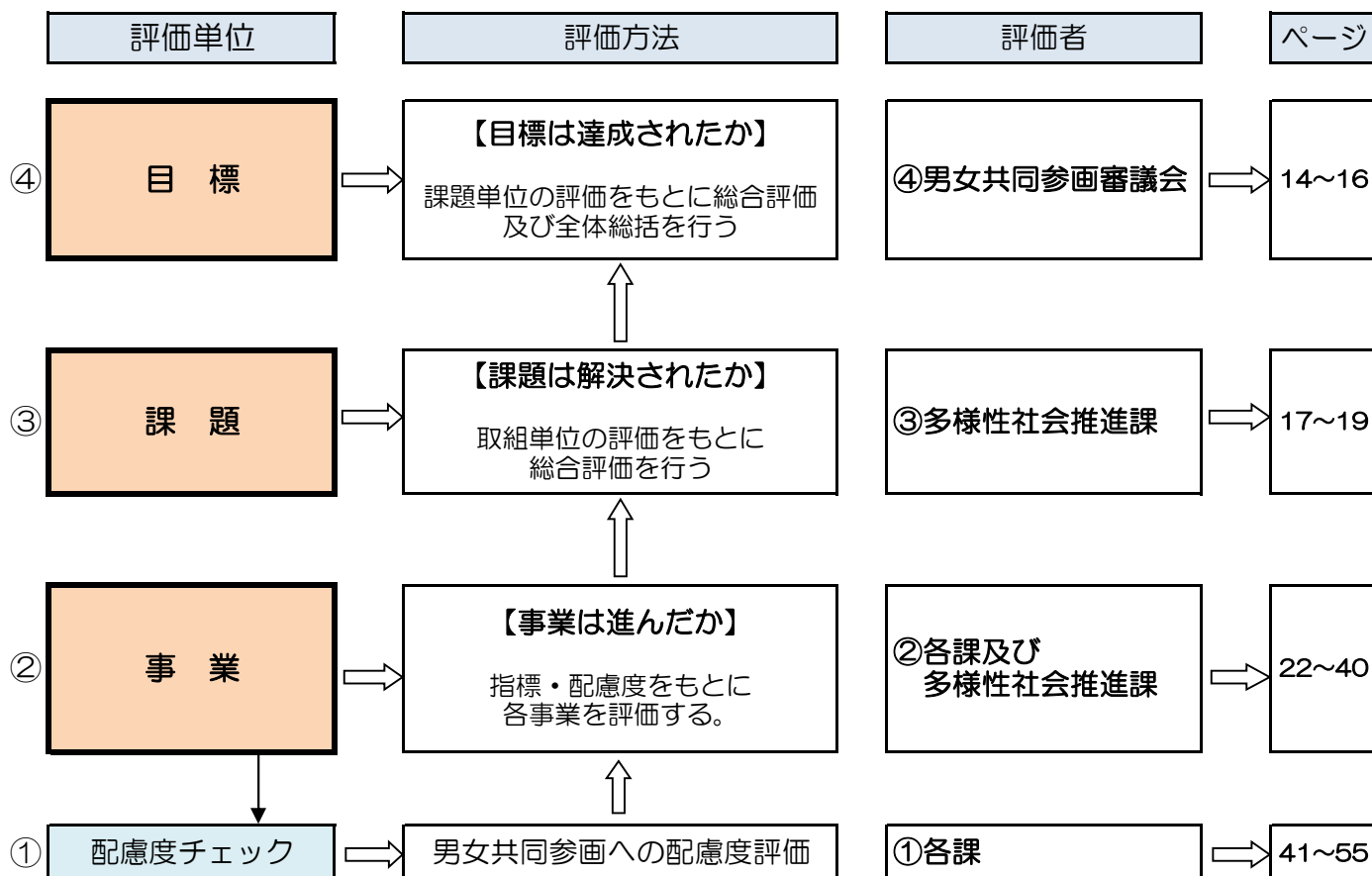
計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組	内 容
1	区の推進体制の充実	幅広い区民参加の推進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
2	区民・関係機関等との連携・協働	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組みを推進します。

3. 評価の進め方

北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」は、計画の進捗状況を把握し、施策の見直しや改善を進めるため、毎年度評価を行っています

評価は「事業」・「課題」・「目標」ごとに、それぞれ所管課・多様性社会推進課・北区男女共同参画審議会が行います。



男女共同参画に対する配慮度チェックリスト

取組み _____
 事業名 _____
 課 名 _____

項目番号	項目内容	チェック
1	事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 （例）女性（男性）の多い実行委員会形式のイベント開催において、男性（女性）の実行委員の意見をもとに、平日会社などに勤めている男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 （例）男性向けの講座を保育付きで実施した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。 （例）イベントの開催にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・保育サービス等に配慮した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。 （例）家事・育児をするイラストは男女両方を描くようにした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐

企画・立案段階

実施段階

項目 番号	項目内容	チェック
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。 (例) 子育ての講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。 (例) 健康相談において、女性の相談を受ける際に女性の相談員が応じられるように体勢を整えた。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。 (例) 職業能力開発の講座を開催したが、男性向けの内容が多かったため、別途女性向けの講座も開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由> (事業の対象が片方の性の場合) 限定する理由・根拠	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。 (例) 健康相談の件数、助成制度の利用者、講座の参加者アンケート <男女別に把握したデータ> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。 (例) ワークショップにてグループリーダーを選出する際、女性も選出されるよう働きかけをした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた ☐
		できなかった ☐
		非該当 ☐
配慮した項目（できた）の数		

実施段階

結果

【評価】

男女共同参画に配慮した項目の割合 配慮した数÷（9－非該当数）	男女共同参画配慮度への評価
2/3超	十分に配慮した
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした
1/3以下	配慮が不十分だった

<事業単位の評価方法>

区の実施した事業を男女共同参画の視点から見た進捗状況について評価を行うものである。

評価は、取組に対応する各事業ごとに行う。

①各課の事業についての評価は1表、多様性社会推進課の事業についての評価は2表を使用する。

②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定する。

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 ☐	やや不足 ☐	不足 ☐
区民への周知	十分 ☐	要工夫 ☐	不十分 ☐
関係機関・団体との連携	十分 ☐	要強化 ☐	不十分 ☐
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮 ☐	ある程度配慮 ☐	不十分 ☐
小計	点	点	点
合計	点		



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、事業を予定していたが中止となった、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：多様性社会推進課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 ☐	やや不足 ☐	不足 ☐
区民への周知	十分 ☐	要工夫 ☐	不十分 ☐
関係機関・団体との連携	十分 ☐	要強化 ☐	不十分 ☐
区民ニーズの把握	事業に反映 ☐	ニーズ把握のみ ☐	把握していない ☐
小計	点	点	点
合計	点		



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、事業を予定していたが中止となった、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

＜課題単位の評価方法＞

各課題ごとに、事業単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものである。

評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定する。ただし、取組みの重要性等を加味して段階を変更することも可能とする。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイント とし、次の計算式により算出する。

（各取組みのポイント合計）÷（評価Aから評価Dまでの取組みの数）

評価段階	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している。	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取組みが求められる。	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている。	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取組みが不十分である。	60ポイント未満

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組み

1. 第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の進捗評価

- (1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価
- (2) 課題別評価
- (3) 課題ごとの数値目標一覧
- (4) 個別事業一覧
- (5) 男女共同参画配慮度チェック

2. 今後の取組み

- (1) 第7次アゼリアプラン策定の経緯
- (2) 第7次アゼリアプラン重点取組

1. 第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の進捗評価

(1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」
配偶者等からの暴力防止や被害者支援に関わる関係機関が連携して相談業務や意識啓発に取り組んでおり、おおむね進捗している。
- ・「課題2 性別等にかかわる人権侵害防止への取り組み」
人権侵害防止に関わる関係機関が連携しながら、虐待などの人権侵害防止に向けた取り組みを進めている。また、多様性を尊重した人権に関わる意識啓発にも努めており、おおむね進捗している。
- ・「課題3 生涯を通じた心と体の健康支援」
各種健診、相談業務や啓発事業により、妊娠・出産期にかかわる支援、健康づくりへの支援、相互の性を尊重した健康づくりの推進などを図っており、おおむね進捗している。
- ・「課題4 性の多様性の理解促進」
区民に対する講座や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）の理解につながる施策などを進めており、おおむね進捗している。

目標2 ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進」
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は令和4年度に、アドバイザー派遣制度は令和5年度をもってそれぞれ終了したが、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施や企業との連携については、おおむね進捗している。

・「課題2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

多様な保育サービスの提供、子育て家庭への支援、子どもの貧困対策に向けた事業などを実施しており、おおむね進捗している。引き続き、区民ニーズを捉えた柔軟なサービス提供に努めてもらいたい。

目標3 あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取組みが求められる。

・「課題1 女性活躍のための環境整備」

各種ハラスメントについて、使用者及び労働者に対する講座を実施しており、おおむね進捗している。

・「課題2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」

「女性の活躍推進応援塾」と称して、キャリア形成や再就職支援などの各種講座を実施しており、おおむね進捗している。

・「課題3 意思決定過程への女性の参画推進」

依然として、政治分野や町会・自治会などでの女性リーダーの育成や参画が進んでいないことから、引き続き、意識啓発に努めてもらいたい。

目標4 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

・「課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成」

小・中学校での意識啓発のための取組みや、固定的役割分担にとらわれないキャリア教育を実施しており、おおむね進捗している。

・「課題2 日常生活における男女共同参画の推進」

防災への取組みについて、日頃からの備えを確認するための男女共同参画防災講座などを実施しており、おおむね進捗している。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密に連携し、総合的かつ効果的に施策を展開します。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取組みが求められる。

・「課題1 区の推進体制の充実」

職員研修の実施や計画の進捗管理などを定期的に行っており、取組みは着実に進んでいる。なお、スペースゆうの機能を幅広い区民の方に活用してもらうよう、登録団体制度の周知を図るなど、さらなる取組みの推進を求める。

・「課題2 区民、関係機関等との連携・協働」

大学をはじめとする関係団体と協働で事業などを実施しており、おおむね進捗している。

(2) 課題別評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

相談事業や啓発講座の実施にあたっては、情報を必要としている人に必要な情報が届くよう、引き続き、周知方法の工夫が必要である。

【課題2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

関係機関との連携をさらに強化し、人権侵害の対象となしやすい高齢者・障害者・若年層に対する虐待やハラスメント等の人権侵害防止に向けた取組みを推進していく必要がある。特に、若年層に対しては、人権侵害の一つである性被害防止のための啓発事業の実施や相談窓口の周知など、継続した取組みが重要である。

【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

性と生殖に関する健康では、本人の意思が尊重され、自分らしく生きる権利が守られなければならないことや女性特有の身体や心の悩みへの支援が必要であることから、引き続き、相談事業の充実や情報の発信に取り組む必要がある。

【課題4 性の多様性の理解促進】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

性の多様性に関する正しい知識と理解を得てもらうため、意識啓発・情報提供を進めているが、今後も継続して職員や区民向けに啓発に努める必要がある。

目標2 ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

【課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、働き方に対するさらなる意識改革が必要である。引き続き、労働者及び企業に対する啓発を充実させていくことが重要である。

【課題2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

生活困窮やひとり親家庭等困難を抱える家庭への支援を図るとともに、ヤングケアラーに関する理解や啓発に向けた取組みを推進する必要がある。

目標3 あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

【課題1 女性活躍のための環境整備】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

各種ハラスメントの発生を防止するため、引き続き、講座やパンフレット等による啓発に努める必要がある。

【課題2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

女性に対する多様な働き方への支援を進めるとともに、中学生や高校生など若い世代に向けた固定的性別役割分担意識にとらわれないキャリア形成に関する教育を実施することが重要である。

【課題3 意思決定過程への女性の参画推進】 課題単位評価 B+

○ 今後の課題

庁内審議会等での女性委員登用の数値目標を達成するため、引き続き、女性が意思決定過程に参加することの働きかけが必要である。

目標4 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

若い世代の男女共同参画に関する意識を形成するため、引き続き、小・中学校、幼稚園・保育園などでの男女共同参画意識の啓発を推進する必要がある。併せて、児童・生徒と関わる指導者の男女共同参画意識に関する啓発研修なども実施する必要がある。

【課題2 日常生活における男女共同参画の推進】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

男女共同参画に関する啓発や情報提供では、継続して取り組むことが重要であるため、引き続き、啓発や情報提供に努める必要がある。また、男女双方の視点を踏まえた防災対策の必要性は、以前より課題として挙げられていることから、引き続き講座実施などによる啓発が重要である。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密に連携し、総合的かつ効果的に施策を展開します。

【課題1 区の推進体制の充実】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

幅広い世代に参加してもらえる講座等の企画・実施を進めるとともに、周知方法の工夫をしていく必要がある。併せて、男女共同参画を推進するための活動を行う団体にスペースを積極的に利用してもらえよう、登録団体制度を広く周知していく必要がある。

【課題2 区民、関係機関等との連携・協働】 課題単位評価 B+

○ 今後の課題

区民と協働で行う区民企画協働事業、企業と協働で行う企業向けの講座や大学と連携した啓発活動などの取組みを、引き続き実施する必要がある。

(3) 課題ごとの数値目標一覧

目標	課 題	指 標	現状値 (平成30年度)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	計画期間 の 目標値
1	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	12.1%	—	—	—	—	4.2%	40%
	2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	職場・学校・地域で、自分または周囲の方がハラスメント被害を受けていない割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	53.9%	—	—	—	—	—	65%
	3 生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	男性91.0% 女性82.7%	—	—	—	—	男性 83.0% 女性 83.3%	男女とも 100%に 近づける
	4 性の多様性の理解促進	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）のことを自分（自身）や（知人と）自分に関わりのある問題として考えたりした人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	9.6%	—	—	—	—	19.7%	20%
2	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組みをしている事業者の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	77.3%	—	—	—	—	81.0%	77.3%
	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	保育サービス（保育所、認証保育所、家庭福祉員等）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2020）	平成31年 4月 9,060人	令和2年 4月 9,365人	令和3年 4月 9,710人	令和4年 4月 9,896人	令和5年 4月 9,650人	令和6年 4月 9,762人	令和6年 4月 9,739人
3	1 女性活躍のための環境整備	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	66.0%	—	—	—	—	55.2%	80%
	2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	望ましい女性の働き方について、結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をしようと思う人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	24.5%	—	—	—	—	30.4%	30%
	3 意思決定過程への女性活躍の推進	審議会等の女性委員の割合（東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査）	平成31年 4月 26.3%	令和2年 4月 27.7%	令和3年 4月 27.0%	令和4年 4月 26.7%	令和5年 4月 27.3%	令和6年 4月 28.4%	令和6年 4月 40%
4	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	10.6%	—	—	—	—	9.4%	10.6%
	2 日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	条例 13.8% スペースゆう 18.3%	—	—	—	—	条例 18.6% スペース ゆう 18.2%	条例 50% スペース ゆう 50%

(4) 個別事業一覧

※太枠は、令和6年度（2024年度）重点取組

【各欄の見方】

① 事業 番号	② 事業名	③ 事業実績	④ 配慮度チェック 対象事業	⑤ 事業単位 評価	⑥ 事業単位 評価 (前年度)	⑦ 担当課
1	若年層に向けた啓発		○	A	A	多様性社会推進課
2	DV防止啓発講座		○	A	A	多様性社会推進課
3	配偶者からの暴力防止連絡協議会		○	A	A	多様性社会推進課
4	パンフレットや情報誌による啓発		○	A	A	多様性社会推進課

①	事業番号	事業番号を付番しています。（1～229）
②	事業名	事業名を記載しています。
③	事業実績	事業に対する令和6年度の実績を記載しています。 (再掲事業も本掲事業と同様に記載しています。)
④	配慮度チェック対象事業	配慮度チェック対象事業は「○」、配慮度チェック対象外事業は「ー」です。 (配慮度チェックの結果については、41ページから55ページを参照)
⑤	事業単位評価	事業に対する進捗状況に対して評価を行うものです。 評価の段階は「A」「B」「C」「D」とします。 なお、評価不能及び評価対象外の事業は「ー」で表記しています。 (評価方法については、11ページを参照)
⑥	事業単位評価（前年度）	令和6年度の評価を記載しています。
⑦	担当課	令和7年度事業を担当している担当課を記載しています。

第6次アゼリアプラン 令和6年度個別事業実績一覧

※太枠は、令和6年度（2024年度）重点取組

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^① / 対象事業	事業単位評価	前年度	担当課
Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	配偶者等からの暴力の未然防止	1 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	1	若年層に向けた啓発（再掲24・26）	出前講座「デートDV講座」を中学校8校及び高校1校で実施。参加者数計1,118名。デートDV理解促進リーフレットを作成し、区内中学校・高校に配布。 東京成徳短期大学の学園祭に啓発のためのブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	
				2	DV防止啓発講座	DV理解基礎講座「SOSを見逃さない！～相談の現場から伝えたいこと～」を実施。参加者15名。	○	A	A	多様性社会推進課	
				3	配偶者からの暴力防止連絡協議会（再掲7）	「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。 （令和6年5月、6月）	○	A	A	多様性社会推進課	
				4	パンフレットや情報誌による啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第62号の特集で「経済的DVとモラハラ」について掲載し、啓発を行った。 また、相談案内ステッカーを作成し、区内施設や民間商業施設に貼付して周知を行った。さらに、「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピングしたコミュニティバスを運行し、DV防止について広く啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	
		配偶者等からの暴力の早期発見の推進	2 ストーカー行為被害防止に関する啓発	5	パンフレットや情報誌による啓発	相談案内ステッカーを作成し、区内施設や民間商業施設に貼付して周知を行った。さらに、「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピングしたコミュニティバスを運行し、DV防止について広く啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	
				3 関係機関との連携強化	6	DV対応マニュアルの配付	関係機関に対しては、DV対応マニュアルの配付は行っていない。	○	D	D	多様性社会推進課
		7	配偶者からの暴力防止連絡協議会（再掲3）		「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。 （令和6年5月、6月）	○	A	A	多様性社会推進課		
		相談体制の充実	4	相談窓口の周知	8	情報提供の場や機会の充実	中央図書館の協力を得て、DV（デートDV含む）に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した（令和6年10月24日～11月28日）。	○	A	A	多様性社会推進課
			5 相談事業の充実	9	こころと生き方・DV相談（再掲16・39）	人間関係、自分自身の生き方、DVに関する相談に、専門相談員が相談に応じた。相談件数 延べ708件（うち男性相談91件）。	○	A	A	多様性社会推進課	
				10	女性のための法律相談（再掲17）	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数64件。	○	A	A	多様性社会推進課	
				11	相談担当者に対する研修等の情報提供	相談担当者に、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修等の開催情報を提供し、各相談担当者が研修に参加した。	○	A	A	多様性社会推進課	
				12	母子・父子、婦人相談（再掲20）	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数1,453名。	○	A	A	生活福祉課	
				13	教育相談事業	臨床心理士や教員経験者の教育相談員11名を配置し、いじめ、不登校、その他教育全般に関する相談に対応している。相談件数、延べ2,415件。	○	A	A	教育総合相談センター	
		6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	14	配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	DV被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」を運営し、その充実に努めた。	○	A	A	多様性社会推進課	

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅰ 人権を尊重し 健康な生活を実現する 地域社会	1 配偶者等からの 暴力の防止と被害者の支援	被害者支援の 充実	7	安全確保のための支援体制の充実	15	母子緊急一時保護事業	一時保護件数 46件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成 0件。	○	A	A	生活福祉課
			8	自立支援の充実	16	こころと生き方・DV相談（再掲9・39）	人間関係、自分自身の生き方、DVに関する相談に、専門相談員が相談に応じた。相談件数 延べ708件（うち男性相談91件）。	○	A	A	多様性社会推進課
					17	女性のための法律相談（再掲10）	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数64件。	○	A	A	多様性社会推進課
					18	こころと生き方・DV相談（グループカウンセリング）	専門相談員同席によるグループカウンセリングを22回実施。参加者延べ40名。	○	A	A	多様性社会推進課
					19	DV被害者同行支援事業	DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、平成23年7月から実施している。令和6年度実績 2件。	○	A	A	多様性社会推進課
					20	母子・父子、婦人相談（再掲12）	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数1,453名。	-	A	A	生活福祉課
			9	再発防止の取組み	21	加害者にならないための講座や情報誌等による啓発	男性向け啓発講座 「男性のためのアンガーマネジメント講座～人間関係に役立つ、怒りの感情コントロール術！～」を実施。参加者33名。	○	A	A	多様性社会推進課
					22	保護司との連携	保護司会や更生保護女性会に補助金を支給した。スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第61号の特集で「災害時の性暴力に立ち向かう」の中で、暴力の構成要素として加害者の類型を示し啓発した。	-	A	A	多様性社会推進課
			10	行政関係機関・警察等との連携	23	行政関係機関・警察等との連携	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状把握と連携強化に努めた（令和6年7月及び令和7年2月）。	-	A	A	多様性社会推進課
	2 性別等にかかわる 人権侵害防止への取組み	男女共同参画を阻害する 様々な暴力防止への取組み	11	セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの防止に関する啓発	24	若年層に向けた啓発（再掲1・26）	出前講座「デートDV講座」を中学校8校及び高校1校で実施。参加者数計1,118名。デートDV理解促進リーフレットを作成し、区内中学校・高校に配布。 東京成徳短期大学の学園祭に啓発のためのブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課
					25	JKビジネス問題等に関する意識啓発（再掲27）	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、スペースゆう情報コーナーにJKビジネスに関する特設コーナーを設置した。	○	A	A	多様性社会推進課
			12	若年層に対するデートDV、性被害防止等に関する意識啓発及び相談窓口の周知	26	若年層に向けた啓発（再掲1・24）	出前講座「デートDV講座」を中学校8校及び高校1校で実施。参加者数計1,118名。デートDV理解促進リーフレットを作成し、区内中学校・高校に配布。 東京成徳短期大学の学園祭に啓発のためのブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課
					27	JKビジネス問題等に関する意識啓発（再掲25）	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、スペースゆう情報コーナーにJKビジネスに関する特設コーナーを設置した。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅰ 人権を尊重し 健康な生活を実現する地域社会	2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	虐待防止への取組み	13	虐待の早期発見の取組強化と関係機関・団体等との連携	28	高齢者虐待防止センターこころの相談室（再掲40）	高齢者本人および家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談。 相談者 延べ153名（男性24名、女性129名）。	○	A	A	高齢福祉課
					29	高齢者虐待防止対策の推進	16地域包括支援センター及び高齢相談係に寄せられた虐待相談件数延べ 4,075件。	○	A	A	高齢福祉課
					30	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会3回開催 障害者虐待定例打合せの開催8回 障害者虐待コアメンバー会議の開催6回 虐待相談受付件数57件 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回	○	B	A	障害福祉課
					31	児童虐待防止対策の推進（再掲42）	要保護児童対策地域協議会3回開催 代表者会議構成員38名（男性26名・女性12名） 実務者会議構成員45名（男性31名・女性14名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
					32	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座（再掲104）	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援 12回開催	○	A	A	子ども家庭支援センター
			14	虐待防止に関する意識啓発	33	職員に対する研修	高齢福祉課新任研修（4月開催） 参加者35名 高齢者虐待対応スキルアップ研修（5月開催） 参加者29名	-	-	-	高齢福祉課
					34	障害者・高齢者虐待防止啓発事業（再掲41）	障害者・高齢者虐待防止啓発講演会（11月開催） 参加者43名 令和6年11月22日（金）北とびあスカイホールにて実施 テーマ「これって虐待なの？」 講師：稲富正治氏（川崎こころのケアセンター センター長）	-	-	-	障害福祉課 高齢福祉課
					35	職員に対する研修	障害福祉課研修（4月開催）参加者22名	-	-	-	障害福祉課
					36	児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）	①ペアレントトレーニング講演会（7月開催）参加者47名 ②トレーニングプログラム 8名（男性2名、女性6名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
					37	職員に対する研修	①東京都研修「地域子育て支援研修」ほか 参加者59名 ②職員課研修「児童福祉司任用前講習会」ほか 参加者48名	-	-	-	子ども家庭支援センター

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し 健康な生活を実現する地域社会	2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	人権意識の向上	15	あらゆる人々の権利擁護の推進	38	人権相談	令和6年度（第4火曜日）7件	-	-	-	広聴担当課
					39	こころと生き方・DV相談（再掲9）	人間関係、自分自身の生き方、DVに関する相談に、専門相談員が相談に応じた。相談件数 延べ708件（うち男性相談91件）。	○	A	A	多様性社会推進課
					40	高齢者虐待防止センターこころの相談室（再掲28）	高齢者本人および家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者 延べ153名（男性24名、女性129名）	-	-	-	高齢福祉課
					41	障害者・高齢者虐待防止啓発事業（再掲34）	障害者・高齢者虐待防止啓発講演会（11月開催） 参加者43名 令和6年11月22日（金）北とびあスカイホールにて実施 テーマ「これって虐待なの？」 講師：稲富正治氏（川崎こころのケアセンター センター長）	-	-	-	障害福祉課
					42	児童虐待防止対策の推進（再掲31）	要保護児童対策地域協議会3回開催 代表者会議構成員38名（男性26名・女性12名） 実務者会議構成員45名（男性31名・女性14名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
			16	メディアの持つ特性の理解促進	43	情報モラル教育の推進	北区立小・中学校教員向けに、児童・生徒が「きたコン（北区1人1台端末）」を適正に使用することができるように、情報を安全に利用するための冊子等の作成を行うとともに人権に配慮すること等、情報モラル教育やメディアリテラシーに関わる研修を実施した。	-	-	-	学び未来課
			17	多様性を尊重した人権意識の啓発	44	あらゆる人々の人権の理解促進	LGBTQと“ろう”をテーマとした映画「ジンジャーミルク」上映会・アフタートークを開催し、性的マイノリティの方への理解促進に努めた。参加者40名。 また、スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスーを3回開催。人権や性の多様性等についての学びを深める機会の提供と、継続的に学び合うことができる仲間の出会いや交流を支援した。参加者延べ27名。	○	A	A	多様性社会推進課
					45	北区男女共同参画条例及び第6次アゼリアプランの周知	スペースゆう内に条例パンフレットや「第6次アゼリアプラン」を配架した。	○	A	A	多様性社会推進課
					46	女性の人権に関する普及啓発事業	男女共同参画週間の事業として、「ズートピア」の上映会及び長谷川真理子氏による「ヒトはそもそもどんな動物なのか？～人類進化史から見たジェンダー～」の講演会を実施した。上映会 参加者95名、講演会 参加者50名。	○	A	A	多様性社会推進課
					47	人権教室の実施（再掲172）	北区人権擁護委員による人権教室を滝野川第二小学校及び柳田小学校で実施。参加者数 計467名（1年～6年）。	○	A	A	多様性社会推進課
					48	障害者の差別解消と理解促進	障害者差別解消法の普及啓発及び障害者理解のために、小学生対象の障害理解のためのハンドブックを区内の小学5年生に対して配布。配布部数：2,312部 東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例の普及啓発のためのリーフレットを配布。 聴覚障害者・知的障害者のためのコミュニケーション支援シートを配布。 「手話言語の国際デー」に合わせ、北区役所第二庁舎を世界平和を表す青色にライトアップ。実施日：令和6年9月20日～23日	○	A	A	障害福祉課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^① の 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）	18	女性の健康支援	49	女性のための健康相談事業	女性特有のからだや心の悩みへの産婦人科医による健康相談と生活習慣に関する健康教育を実施。総数27名（医師相談利用15名のうち4名が更年期に関する相談）	○	A	A	健康政策課
			19	母子保健事業の充実	50	妊産婦保健相談事業（子ども家庭センター事業）	すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはびママたちと面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。面接者数 3,013名	○	A	A	保健サービス課
					51	妊産婦保健相談事業（産前産後サポート事業）	産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊（産後4ヵ月まで）または日帰り（産後6ヵ月まで）で利用し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援する。 産後ケア事業 産後ショートステイ事業 利用組数686組 利用日数1,694日 産後デイケア事業 利用組数1,392組 利用日数1,506日	○	A	A	保健サービス課
					52	妊産婦保健相談事業（はびママ学級等）（再掲58）	妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。 ①はびママ学級 受講延人数 440名 ②赤ちゃん学級 受講延人数 1,112名	○	A	A	保健サービス課
					53	子ども家庭在宅サービス事業（再掲123）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設・乳児院で短期間児童を預かり、子育てを支援する。また、令和5年度から要支援家庭を対象とした乳児・児童の発達や行動観察、保護者の支援を行う要支援ショートステイを実施した。利用者数 乳幼児ショートステイ 20名（男性8名・女性12名）、子どもショートステイ 77名（男性46名・女性31名）、要支援ショートステイ 8名（男性2人・女性6名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
					54	出産・育児応援事業（はびママ・ひよこ面接）	生後6ヵ月までの保護者を対象に保育士等によるはびママひよこ面接を実施した。1,921件	○	A	A	子ども家庭支援センター
			20	情報提供と男性の理解促進	55	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数3,950個	-	-	-	子ども未来課
			21	性に関する学びの提供	56	講座や情報誌等による特有疾病予防等の情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第62号のコラムで、「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）をすべての人に」について特集記事を掲載した。	○	A	A	多様性社会推進課
					57	出前講座	出前講座「デートDV講座」を中学校8校及び高校1校で実施。参加者数計1,118名。	○	A	A	多様性社会推進課
					58	妊産婦保健相談事業（はびママ学級等）（再掲52）	妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。 ①はびママ学級 受講延人数 440名 ②赤ちゃん学級 受講延人数 1,112名	○	A	A	保健サービス課
					59	図書館における関連図書収集及び提供	関連図書については、北区全体で一般、YA（中高校生）、児童合わせて資料約210タイトルを収集し、提供している。	○	A	A	中央図書館

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）	22	エイズや感染症などの情報提供	60	定期予防接種（HPV感染症予防接種）	標準的な接種時期である中学1年生に対して予防票を送付した（1,140件）。令和4年3月31日以前に自己負担で任意接種を受けた者についての償還払いも実施した（22件）。令和5年度からは9価ワクチンも定期接種で利用可能になったため、接種者数が増加した（9,879件）。	○	A	A	保健予防課
					61	HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	匿名による相談件数 323件 検査件数 HIV・エイズ 256件 梅毒検査 253件	○	A	A	保健予防課
		健康づくりへの支援	23	区民健診の受診促進	62	特定健康診査・特定保健指導	被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施。 特定健診受診者数17,920名（男性7,584名、女性10,336名） 特定健診の結果、国が定めた保健指導基準に該当した方に対し、特定保健指導を実施している。	○	A	A	国保年金課 健康政策課
					63	追加健診（区民健康診査事業）	健康増進健診受診者 1,642名（男性847名・女性795名） 社会保険被保険者等特定健診レベルアップ受診者 1,245名（男性191名・女性1,054名）	○	A	A	健康政策課
					64	若年健康診査（区民健康診査事業）	30歳から39歳の勤務先等で健診機会がない区民に糖尿病予備軍の早期発見と生活習慣予防のために健康診査を行っている。 781名（男性275名・女性506名）	○	A	A	健康政策課
					65	骨粗しょう症健診	骨粗しょう症検診受診者2,498名（女性のみ）	-	-	-	健康政策課
					66	子宮がん検診	子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者 7,701名（女性のみ）	-	-	-	健康政策課
					67	乳がん検診	乳がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者 6,209名（女性のみ）	-	-	-	健康政策課
					68	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 39,605名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金 515件 ③産婦健康診査受診者数 2,348名 ④妊産婦歯科健康診査受診者数 820名	-	-	-	保健サービス課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^① / 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康づくりへの支援	24 健康増進のための支援	69	健康づくりサポート事業	①健康フェスティバル北区2024（ウォーキング大会除く） 1784名 ②ウォーキング大会の開催 あるきたde北・水辺&和歌山ウォーク（オンライン開催） 約241名、桜ウォーク2025 約3,448名 ③北区さくら体操指導員（計69人）、リーダー講習2回開催、フォロー講習4回開催 ④「北区さくら体操」の普及 町会・自治会、イベント等 6回派遣	-	-	-	健康政策課
				70	健康づくりサポート事業	①ロコモ予防事業の実施 講座計4回 60歳以上対象：全2回、延べ41人 40～50歳代対象：全2回、延べ40人 ②筋力アップ体操教室 19会場 627回 延べ30,658人 ③筋力アップ体操教室サポーターフォロー講習、養成講習 終了 ④あるきたポイント事業 インストール数 累計25,980件（令和7年3月31日時点）	-	-	-	健康政策課
				71	食育推進事業	① 北区みんなで楽しむ食育フェア2025 延べ1,164人 ② 食育講演会 明治安田健康開発財団「野菜で健康セミナー ～身につけたいMYベジ習慣～」47人 ③ 児童館派遣講座 37講座（延べ936人） ④ 親子クッキング教室 11講座（延べ346人） ⑤ 食育体験教室 4講座（延べ110人） ⑥ 野菜摂取量の増加に向けた食育推進事業（東京北区マイベジプロジェクト） 味の素株式会社と連携し、メニューブック12,000部作成・配付、レシピ動画作成・YouTube北区公式チャンネルで公開、区役所食堂とのコラボレーションを実施。キュービー株式会社と連携し、レシピPOPの作成、量販店での掲示、区役所食堂とのコラボレーションを実施。カゴメ株式会社と連携し、ベジチェック期間限定設置。	-	-	-	健康政策課
				72	ソーシャルキャピタル推進事業	①北区健康づくりグループ活動継続支援助成 助成金交付グループ数48	-	-	-	健康政策課
				73	女性の健康支援事業	女性の健康相談27名 乳がん自己触診法・検診・「プレストアウェアネス」（乳房を意識する生活習慣）啓発グッズ配布7,000個 更年期講習会（1回） 26名参加	○	A	A	健康政策課
				74	保健相談	①講演会 「依存症って何だろう？～アルコール・ギャンブル・ゲームなどわたしたちが今知っておきたいこと～」参加人数 24人 ②栄養指導 中止	-	-	-	健康政策課
			25 メンタルヘルスに関する情報提供と支援	75	関係機関との連携	「こころと生き方・DV相談」で、メンタルヘルスの問題を抱えている相談者がいた場合には、必要に応じて健康支援センター等の相談窓口を案内している。	○	A	A	多様性社会推進課
				76	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第63号では、「職場でのメンタルヘルス～心療内科医が教える本当の休み方～」講座レポートを掲載した。	○	A	D	多様性社会推進課
				77	精神保健相談	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、 ①専門医による個別の精神保健相談事業を34回実施 延べ78人利用 ②アルコール薬物等依存症（アディクション問題）個別の相談事業を12回開催 延べ25人利用 また、保健師による所内相談や訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発活動を実施している。 保健師による所内相談 延べ961人 家庭訪問 延べ939人	-	-	-	健康政策課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィック} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅰ 人権を尊重し 健康な生活を実現する 地域社会	4 性の多様性の理解促進	性の多様性の理解促進	26	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	78	男女共同参画に関する職員研修（再掲82、167、209）	令和2年度以降の研修未受講者を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解のための研修を実施。1,574人受講。	-	A	A	職員課 多様性社会推進課
					79	対応マニュアルの作成（再掲84）	職員のための「性の多様性」に関する対応ハンドブックを新規採用職員に配布。	○	A	A	多様性社会推進課
					80	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	区民向け性の多様性に関する区民向けリーフレットの内容を見直し、講演会での配布やスペースゆうに配架。	○	A	A	多様性社会推進課
					81	図書館における関連図書の収集及び提供	関連図書については、北区全体で一般、YA（中高生）、児童合わせて資料約350タイトルを収集し、提供している。分類が多岐にわたるため中央図書館では関連図書の棚にレインボーフラッグのマークを貼付し案内している。	○	A	A	中央図書館
			27	性自認・性的指向に関する相談体制の充実	82	男女共同参画に関する職員研修（再掲78・167・209）	令和2年度以降の研修未受講者を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解のための研修を実施。1,574人受講。	-	A	A	職員課 多様性社会推進課
					83	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談窓口の充実	にじいろ電話相談を実施。相談件数20件。 にじいろ法律相談を実施。相談件数0件。	○	A	A	多様性社会推進課
					84	対応マニュアルの作成（再掲79）	職員のための「性の多様性」に関する対応ハンドブックを新規採用職員に配布。	○	A	A	多様性社会推進課
			28	北区パートナーシップ宣誓制度の取組	85	北区パートナーシップ宣誓制度の周知	ホームページへ掲載中の宣誓書受領証交付組数を毎月更新している。また、宣誓書受領証により利用が可能となる行政サービスの一覧を掲載している。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	企業等への働きかけと支援	29	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	86	北区施工能力審査型総合評価方式による入札	対象入札案件2件実施。入札参加者延べ10業者。	○	-	-	契約管財課
					87	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣制度の推進	事業終了	○	-	A	多様性社会推進課
			30	企業等におけるダイバーシティの推進への支援	88	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	ワーク・ライフ・バランス講演会「心と職場環境を整える企業と働く人のための持続可能な働き方セミナー 機能するチームを作るための心理的安全性」を実施。参加者23名。	○	A	A	多様性社会推進課
					89	産業団体との連携	企業向けワーク・ライフ・バランス講座のチラシや人権啓発事業のチラシ等を、産業団体を通じて配布した。	○	A	A	多様性社会推進課
					90	中小企業向けセミナーの実施	ワーク・ライフ・バランス講演会「心と職場環境を整える企業と働く人のための持続可能な働き方セミナー 機能するチームを作るための心理的安全性」を実施。参加者23名。	○	A	A	多様性社会推進課
					91	情報誌を活用した情報提供	商工通信「新しい風」の発行 年2回（7月15日、3月15日）発行 各号1,000部発行、区内の図書館、地域振興室、施設等で配布	○	A	A	産業振興課
		ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	31	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	92	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	ワーク・ライフ・バランス講演会「心と職場環境を整える企業と働く人のための持続可能な働き方セミナー 職場でのメンタルヘルス～心療内科医が教える本当の休み方～」を実施。参加者28名。	○	A	A	多様性社会推進課
		男性の働き方に対する意識改革	32	男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	93	親育ちサポート事業（NP講座）（再掲96・143）	16児童館・子どもセンターにて16講座実施 参加者：親131名、子（託児）146名	○	A	A	出産・子育て支援担当課
					94	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲99・144・184・189）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課
		治療と仕事の両立支援	33	疾病を抱えた労働者の治療と仕事を両立するための情報提供	95	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	令和6年度事業実績なし。	○	D	D	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	子育て支援の充実	34 子育て家庭への支援	96	親育ちサポート事業（NP講座）（再掲93・143）	16児童館・子どもセンターにて16講座実施 参加者：親131名、子（託児）146名	○	A	A	出産・子育て支援担当課
				97	子ども医療費の助成	乳幼児医療（マル乳）受給者数：16,743名、子ども医療（マル子）受給者数：22,102名、 高校生等医療（マル青）受給者数：6,130人。 ※高校生等医療（マル青）制度開始前に、区独自で実施していた高校生の入院にかかる医療費自己負担額（保険診療分）の助成件数（令和5年3月31日まで分）：1件	-	-	-	子ども未来課
				98	児童手当の支給	児童手当：受給児童数38,553名 受給者数24,594名	-	-	-	子ども未来課
				99	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲94・144・184・189）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課
				100	みんなで育児応援プロジェクト（多世代向け）（再掲105）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課
				101	みんなで育児応援プロジェクト（ママ向け）	事業終了	-	-	-	子ども未来課
				102	児童館・子どもセンター事業の充実	児童館・子どもセンターでは、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブを実施している。児童館・子どもセンター20館、入館者数507,733名。	-	-	-	子どもわくわく課
				103	子育てナビ	幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように情報の提供や相談・援助を行った。4,821件	-	-	-	子ども家庭支援センター
				104	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座（再掲32）	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援 12回開催	○	A	A	子ども家庭支援センター
			35 地域で支えあうしくみづくり	105	みんなで育児応援プロジェクト（多世代向け）（再掲100）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課
				106	放課後子ども総合プランの推進（再掲133）	令和6年度導入校：33校	-	-	-	子どもわくわく課
				107	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー会員3,965名、サポート会員461名（男性会員 20名、女性会員 441名）	○	A	A	子ども家庭支援センター

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^① 及び対象事業	事業単位評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	子育て支援の充実	36 困難を抱える家庭への支援	108	北区母子福祉応急小口資金貸付事業	北区母子福祉応急小口資金貸付 0件	-	A	A	生活福祉課
				109	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付 24件 父子福祉資金貸付 0件	-	A	A	生活福祉課
				110	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 5世帯13名（母5名、男子7名、女子1名）	-	A	A	生活福祉課
				111	母子・父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金 4件 高等職業訓練促進給付金 14件 高等学校卒業程度認定試験合格支援 0件	-	A	A	生活福祉課
				112	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者 0名	○	A	A	生活福祉課
				113	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業	生活保護・児童育成手当・就学援助受給世帯の小学生を対象に、区内9か所でボランティア団体による学習支援を実施。96名利用。	○	A	A	生活福祉課
				114	子どもの居場所づくり（子ども食堂等）支援事業	主に家庭の事情等により、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金交付を実施。 補助金交付決定団体 25団体	○	A	A	子ども未来課
				115	「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会	広く区民を対象に、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り支える気運の醸成を図るため、子どもの貧困に関する講演会を実施した。 令和6年度実績 講演会参加者数 31名	-	-	-	子ども未来課
				116	子どもの貧困の理解を深めるための職員研修	広く区民を対象に、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り支える気運の醸成を図るため、子どもの貧困に関する講演会を実施した。 令和6年度実績 講演会参加者数 31名	-	-	-	子ども未来課
				117	児童育成手当の支給	児童育成手当：育成手当受給児童数2,414名、障害手当受給児童数205名	○	A	A	子ども未来課
				118	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	①児童扶養手当受給者数1,250名（内父子世帯51名） ②特別児童扶養手当受給者数261名	○	A	A	子ども未来課
				119	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）	対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施。 実施会場数（教室数）：9会場（9教室）、参加者：225名（出席率81%）	○	A	A	子ども未来課
				120	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成：受給世帯数1,238世帯、受給者数1,250名	-	-	-	子ども未来課
				121	ひとり親家庭向け相談事業（再掲126）	面接相談：437件（家計相談：44件、法律相談：56件、その他相談337件）、電話相談：145件、メール相談：6件 ※面接相談437件のうち、オンラインによる相談件数：74件（家計相談：12件、法律相談：21件、その他相談：41件）	○	A	A	子ども未来課
				122	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	①講習会6回実施 参加者延べ58名 ②交流会1回実施 参加者延べ8名 ③講習会、交流会後の出張相談者 延べ4名	○	A	A	子ども未来課
				123	子ども家庭在宅サービス事業（再掲53）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設・乳児院で短期間児童を預かり、子育てを支援する。また、令和5年度から要支援家庭を対象とした乳児・児童の発達や行動観察、保護者の支援を行う要支援ショートステイを実施した。 利用者数 乳幼児ショートステイ 20名（男性8名・女性12名）、子どもショートステイ 77名（男性46名・女性31名）、要支援ショートステイ 8名（男性2人・女性6名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
				124	「ヤングケアラーの理解・啓発」に関する職員及び関係機関従事者向け講演会	①校園長・副校園長向け 合計93名 ②主幹教諭向け 合計102名 ③保健主任・養護教諭向け 合計38名 ④区民・関係機関向けシンポジウム 合計71名	○	A	A	子ども家庭支援センター

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・ バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・ 看護と仕事の両 立に向けた支援	子育て支援の 充実	37	相談体制の充実	125	乳幼児保健相談事業	特別育児相談 762名、歯科保健相談 1,348名 栄養指導 757名	-	-	-	保健サービス課
					126	ひとり親家庭向け相談事業（再掲121）	面接相談：437件（家計相談：44件、法律相談：56件、その他相談337件）、電話相談：145件、メール相談：6件 ※面接相談437件のうち、オンラインによる相談件数：74件（家計相談：12件、法律相談：21件、その他相談：41件）	○	A	A	子ども未来課
					127	子育て相談事業	全児童館・子どもセンター・児童室において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、8か所で、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ5,115件。	○	A	A	子どもわくわく課
					128	子どもと家庭の総合相談	来館者数延べ18,913人/年 内訳 ひろば来館延べ13,990人 来館相談延べ4,462人 ファミサポ 461人	-	-	-	子ども家庭支援センター
					129	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1,276件、専門相談員13名による相談263件	-	-	-	子ども家庭支援センター
		多様な保育 ニーズに対応 した支援サ ービスの充実	38	保育サービスの充実	130	待機児童の解消	幼稚園型認定こども園の新設等、認可定員を25名定員拡大した。	○	A	A	子ども未来課 保育課
			39	就労形態など事情に応じた多様な保育サービスの充実	131	延長保育・休日保育の実施	延長保育実施園97園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園78園	○	A	A	保育課
					132	病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育事業（施設型） 754名 病後児保育事業（施設型） 260名 病児・病後児保育事業（居宅訪問型） 36名	○	A	A	保育課
			40	就学後の支援	133	放課後子ども総合プランの推進（再掲106）	令和6年度導入校：33校	-	-	-	子どもわくわく課
					134	放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実	学童クラブの新設2クラブ、定員変更6クラブ、前年度比150名の定員拡大	○	A	A	子ども未来課 子どもわくわく課
		介護・看護を サポートする しくみづくり	41	地域で支えあうしくみづくり	135	高齢者あんしんセンターでの総合相談	地域の高齢者を支える総合的な支援機関として、16か所の高齢者あんしんセンター及び高齢相談係において総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施。相談延べ件数 146,292件	-	-	-	高齢福祉課
					136	高齢者生活援助サービス	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し、利用料や年会費の補助を行う。利用者数 862人	○	A	A	高齢福祉課
					137	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。 声かけサービス登録者数 326名	-	-	-	長寿支援課
					138	地域見守り・支えあい活動促進補助事業	一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。 交付団体数 31団体	-	-	-	長寿支援課
			42	介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援	139	介護のための離職防止・職場復帰のための支援及び情報提供	令和6年度事業実績なし。	○	D	D	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	1 女性活躍のための環境整備	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	43	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	140	女性活躍推進協議会の運営	令和2年10月1日に設置。令和6年度は8月と1月に開催。	○	A	A	多様性社会推進課
		女性活躍を阻害するハラスメントの防止	44	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	141	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（再掲207）	「ハラスメント防止研修実施」（係長対象）実施 参加者61名	-	-	-	職員課
					142	講座やパンフレット・情報誌等による啓発	「こころと生き方・DV相談」、「女性のための法律相談」や「にじいろ電話・法律相談」、「女性のためのLINE相談」等で各種ハラスメントの相談に応じた。また、ホームページや情報誌等を活用して相談窓口の周知を行った。また、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第62号の特集で「経済的DVとモラハラ」について掲載し、啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課
		男女がともに担う家庭生活	45	男性の家事・子育て協働支援	143	親育ちサポート事業（NP講座）（再掲93・96）	16児童館・子どもセンターにて16講座実施 参加者：親131名、子（託児）146名	○	A	A	出産・子育て支援担当課
					144	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲94・99・184・189）	事業終了	-	-	-	子ども未来課
	2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	キャリア形成のための支援	46	均等な雇用機会の確保への支援	145	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲151・155・160）	令和6年度事業実績なし。	○	-	A	多様性社会推進課
			47	キャリア形成の支援	146	女性の活躍推進応援塾 基調講演（再掲164）	エンパワーメントセミナー「生きるって、なに？～自分らしく生きて、自分を好きになろう！“地球人”として生きる秘訣～」を実施。参加者44名。	○	A	A	多様性社会推進課
					147	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座（再掲165）	キャリアアップセミナー「～「伝える」から「伝わる」へ～相手の心を動かすプレゼンテーションのコツ」を実施。参加者39名。 リスクリソグセミナー「はじめてのリスクリソグ！これから始める女性のためのWebマーケティング入門」を実施。参加者28名。	○	A	A	多様性社会推進課
					148	くらしと仕事相談センター事業（再掲154）	住居確保給付金：相談件数581件 申請件数24件 決定件数24件 自立支援相談件数：908件 うち就労支援対象件数141件	○	A	A	生活福祉課
			48	固定的性別役割分担にとられない職域拡大の啓発	149	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲176）	中・高生が職業選択する際の職域拡大を図り、中・高生が性別にとられないことなく将来あらゆる分野の職業にチャレンジしてもらうため、学校に様々な分野で活躍している方を講師として派遣し、講師から職業選択の経緯や仕事のやりがい等に関する情報を提供した。講師は、パイロット、インテリアデザイナー、消防士など。区立中学校7校及び都立高校1校で実施。受講生徒数計1,134名。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	多様な働き方への支援	49	継続就労への支援	150	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	相談者の状況やニーズに応じた就職相談、職業紹介を行った。	-	-	-	多様性社会推進課
					151	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲145・155・160）	令和6年度事業実績なし。	○	-	A	多様性社会推進課
			50	再就職のための支援	152	女性の活躍推進応援塾 再就職準備講座	再就職支援セミナー（2回連続講座）（テーマ（1回目）：私の働き方自分の望みをかなえる選択をしよう～就職への橋渡し、ハロートレーニング急がば学べ～、テーマ（2回目）：求人票を読み解き、自分のセールスポイントを考えよう～求人票は企業理解の第一歩～）を実施。参加者延べ23名	○	A	A	多様性社会推進課
					153	就職支援事業	再就職支援セミナー・個別相談会 参加者数：106名	○	A	A	産業振興課
					154	くらしと仕事相談センター事業（再掲148）	住居確保給付金：相談件数581件 申請件数24件 決定件数24件 自立支援相談件数：908件 うち就労支援対象件数141件	○	A	A	生活福祉課
			51	非正規雇用労働者の処遇改善	155	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲145・151・160）	令和6年度事業実績なし。	○	-	A	多様性社会推進課
		起業家・自営業者への支援	52	起業のための知識、情報提供	156	女性の活躍推進応援塾 女性の起業家支援講座	事業終了	○	-	-	多様性社会推進課
					157	起業家支援事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数299名	○	A	A	産業振興課
			53	融資あっせんなど起業支援	158	女性の活躍推進応援塾 女性の起業家支援講座（再掲156）	事業終了	○	-	-	多様性社会推進課
					159	中小企業金融対策事業	起業家支援融資実行 22件	○	A	A	産業振興課
			54	自営業等における就業環境の整備	160	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲145・151・155）	令和6年度事業実績なし。	○	-	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{ナエツク} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	3 意思決定過程への女性の参画推進	多様な分野への女性の参画推進	55	審議会等への女性の参画推進	161	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課調査の際、審議会等に一般公募委員を登用するよう要請している。公募委員のいる審議会比率11.8%	○	A	A	経営改革・公共施設再配置推進担当課
					162	庁内審議会等への女性委員登用の数値目標の設定	第6次アゼリアプランで、女性委員登用の数値目標を40%に設定し、目標達成に向けて取り組んだ。	○	B	B	多様性社会推進課
		女性のリーダー育成・登用支援	56	政治分野における女性の参画推進	163	議会における男女共同参画の推進	【規則改正による男女共同参画の推進】 令和2年度に北区議会会議規則の一部改正を行い、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等や産前・産後の欠席届について明文化した。 令和5年度は議員応接室使用に関する申し合わせを一部改正し、育児中の議員が応接室を搾乳等に使用できることを明文化した。また、控室使用に関する申し合わせを制定し、議員の責任においてベビーシッター等が議員控室に入室することを可能とした。 令和6年度は北区議会委員会条例の改正及びオンライン会議に関する申し合わせを制定し、育児、介護、看護等の事由で委員長が認める場合、オンラインにより会議に出席できるようにするなど、女性をはじめとする多様な人材が議会に参画しやすい環境整備を推進した。	○	A	A	区議会事務局
							エンパワーメントセミナー「生きるって、なに？～自分らしく生きて、自分を好きになろう！“地球人”として生きる秘訣～」を実施。参加者44名。	○	A	A	多様性社会推進課
			57	職場における女性リーダーの育成支援	165	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座（再掲147）	キャリアアップセミナー「～「伝える」から「伝わる」へ～相手の心を動かすプレゼンテーションのコツ」を実施。参加者39名。 リスキングセミナー「はじめてのリスキング！これから始める女性のためのWebマーケティング入門」を実施。参加者28名。	○	A	A	多様性社会推進課
							パンフレットや情報誌等による啓発、出前講座の実施	○	C	D	多様性社会推進課
Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	学校教育等における男女共同参画意識の形成	59	教職員等への研修の充実	167	男女共同参画に関する職員研修（再掲78、82、209）	令和2年度以降の研修未受講者を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解のための研修を実施。1,574人受講。	-	A	A	職員課 多様性社会推進課
					168	いじめ問題対応研修	いじめ問題対応研修会（悉皆研修）「いじめ問題の現状と課題」をオンデマンド配信（限定公開）により開催。 ・配信期間：令和6年12月16日から令和7年1月14日まで ・参加対象：北区立幼稚園、こども園、小・中・義務教育学校教員、区スクールカウンセラー等	-	-	-	教育指導課
					169	人権教育研修	人権教育研修の実施（2回）。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会9名（男性4名・女性5名）	-	-	-	教育指導課
					170	人権教育研修	職層研修では、新任研修、現任研修（2級職3年目）、主任主事昇任者研修他で実施。保育課内では保育園主任研修、会計年度職員研修等で実施。この他にも各保育園ごと、園内での研修も行われている。	-	-	-	保育課
			60	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	171	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆうの周知	スペースゆうのリーフレットをスペースゆうの主催講座・講演会等の参加者に配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。そのほか、情報誌「ゆうレポート」を区内各所に配架した。	○	A	A	多様性社会推進課
					172	人権教室の実施（再掲47）	北区人権擁護委員による人権教室を滝野川第二小学校及び柳田小学校で実施。参加者数 計641名（1年～6年）。	○	A	A	多様性社会推進課
					173	北区教育広報紙「くおん」の発行	年4回発行（4月号、7月号、10月号、1月号）、各37,000部、幼稚園・こども園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付	○	A	A	教育政策課
					174	いじめ防止条例の周知・推進	・WEBQU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）調査の実施（2回） ・「北区いじめ相談ミニレター」による相談受付件数 9件	○	A	A	教育指導課
					175	固定的性別役割分担にとらわれない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとらわれないよう配慮している。	○	A	A	保育課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィク} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
			61	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	176	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲149）	中・高生が職業選択する際の職域拡大を図り、中・高生が性別にとられることなく将来あらゆる分野の職業にチャレンジしてもらうため、学校に様々な分野で活躍している方を講師として派遣し、講師から職業選択の経緯や仕事のやりがい等に関する情報を提供した。講師は、パイロット、インテリアデザイナー、消防士など。区立中学校7校及び都立高校1校で実施。受講生徒数計1,134名。	○	A	A	多様性社会推進課
IV 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	学校教育等における男女共同参画意識の形成	62	発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進	177	性教育のモデル授業実施	北区立中・義務教育学校において、婦人科医講師を招き、第3学年を対象に性教育の授業を実施（3校）。	○	A	A	教育指導課
					178	出前講座（再掲57・190・201）	出前講座「デートDV講座」を中学校8校及び高校1校で実施。参加者数計1,118名。	○	A	A	多様性社会推進課
			63	教育相談等における支援の充実	179	スクールカウンセラー活用事業	児童・生徒の心の問題に起因する課題に対応するため、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置し、教職員と一体となって不登校、いじめ等の予防、早期発見、支援、対応等に取り組んでいる。相談件数34,468件（小学校25,741件、中学校8,727件）	○	A	A	教育総合相談センター
					180	スクールソーシャルワーカー活用事業	親子関係や経済的困難等、家庭環境に起因する課題を抱えるなど、学校だけでは解決が困難な児童・生徒の課題解決を図るため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを6名配置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して当該児童・生徒に必要な支援策を探り、各種支援制度や社会資源につなぐ働きかけを行っている。相談件数（実人員）258件	○	A	A	教育総合相談センター
		家庭における男女共同参画意識の形成	64	区民への意識啓発と情報提供	181	講座や情報誌等による意識啓発	北区さんかく大学（全5回連続講座）において、ことばとジェンダー～令和にアップデート！～を実施した。参加者延べ171名。	○	A	A	多様性社会推進課
					182	スペースゆう情報コーナーの充実（再掲192）	男女共同参画等に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧サービスと貸し出しサービスを行った。 所蔵数／計3,962点・貸出人数／延べ224名・貸出資料／計328点	○	A	A	多様性社会推進課
					183	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年2回開催。第1回「男女共同参画週間」5/24～6/29、第2回「女性に対する暴力をなくす運動月間」10/25～11/27	○	A	A	多様性社会推進課 中央図書館
					184	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲94・99・144・189）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課
			65	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	185	講座や情報誌等による意識啓発	区民企画協働事業として、①小学生の子を持つ母親と子を対象に、思春期ママ応援講座「子どもと繋がり親子の対話を深める2日間」、②子育て中または子育てに関心のある方を対象に、子育てハッピーセミナー～子どもの自己肯定感を育む～を開催した。参加者①延べ27名、②延べ30名。	○	A	A	多様性社会推進課
					186	「家族ふれあいの日」推進事業	19の各青少年地区委員会を実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者7,089名	○	B	B	生涯学習・学校地域連携課
					187	家庭教育学級	小中学生親コース／乳児コース／小学生コース／幼児（日曜）コース／小学生親コース／幼児（日曜）コース 延べ参加人数306人	○	A	A	生涯学習・学校地域連携課
					188	おはなし会の開催	図書館開催のおはなし会のうち、中央・中央分室では、男性保護者が参加しやすいよう、土日に開催している。中央図書館では第3・第4土曜、中央分室では月1回日曜日に開催。（区内実績 実施回数308回 参加者3,513名のうち、土日開催は69回 1,094名）	○	A	A	中央図書館
					189	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲94・99・144・184）	事業終了	-	-	-	多様性社会推進課 子ども未来課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{ナニク} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会		地域における男女共同参画意識の形成	66	町会・自治会や青少年地区委員会・PTA等地域団体への啓発	190	出前講座（再掲５７・１７８・２０１）	出前講座実施について北区ホームページで周知を行った。実績０件	○	C	D	多様性社会推進課
			67	地域社会における男性の参画推進	191	パンフレットや情報誌での啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第６３号では、「地域デビューのすめ」として、定年後の居場所を見つけるためのきっかけ作りに関する記事を掲載した。	○	A	D	多様性社会推進課
	2 日常生活における男女共同参画の推進	男女がともに自立し生活するための支援	68	男女共同参画社会実現に向けての情報収集・公表	192	スペースゆう情報コーナーの充実（再掲１８２・２２０）	男女共同参画等に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧サービスと貸し出しサービスを行った。 所蔵数／計3,962点・貸出人数／延べ224名・貸出資料／計328点	○	A	A	多様性社会推進課
					193	講座や情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画に関する記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	○	A	A	多様性社会推進課
			69	男女の生活向上に向けた自主自立の促進	194	文化センター事業等	計136講座 2401名参加（内訳：男性601名・女性1798名・無回答2名）	○	B	B	生涯学習・学校地域連携課
			70	地域活動への参加促進	195	講座・情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第６３号では、「地域デビューのすめ」として、定年後の居場所を見つけるためのきっかけ作りに関する記事を掲載した。	○	A	D	多様性社会推進課
					196	男性向け講座の実施	男性向け啓発講座 「男性のためのアンガーマネジメント講座～人間関係に役立つ、怒りの感情コントロール術！～」を実施。参加者33名。	○	A	A	多様性社会推進課
			71	女性参画の促進と女性防災人材の育成	197	男女共同参画の視点をいかした防災セミナーの実施及び情報誌等による啓発	男女共同参画防災講座 「避難所運営ゲーム（HUG）地震編 あなたなら、どう考える？」を実施。参加者20名。	○	A	A	多様性社会推進課 地域防災推進課
					198	計画等策定時における男女双方の視점에配慮した防災対策の策定（再掲２００・２０２）	東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を１回開催した。44名中5名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視점에配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課
		男女双方の視点に配慮した防災対策の充実	72	災害時・復興時の相談体制の確保	199	災害時における女性被災者等の相談窓口の設置及び協定に基づく推進体制の維持	災害時の女性被災者等を対象とした相談体制を確保するため、3団体と協定を締結し、維持している。	○	A	A	多様性社会推進課
					200	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲１９８・２０２）	東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を１回開催した。44名中5名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課
			73	自主防災組織における男女双方の視点に配慮した防災対策	201	出前講座（再掲５７・１７８・１９０）	出前講座実施について北区ホームページで周知を行った。実績０件	○	C	D	多様性社会推進課
					202	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲１９８・２００）	東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を１回開催した。44名中5名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課
		多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	74	団体・グループ活動の支援と交流促進	203	登録団体交流会（再掲２２２）	令和６年度事業実績なし。	-	D	D	多様性社会推進課
					204	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）、地域スタッフとの連携強化	スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業の実施にあたり、区が会場提供及び広報協力などを行う区民企画協働事業を実施。 令和６年度は、「きたくコミュニティ・つむぐわ」及び「てとての会」が企画運営した事業を協働実施した。参加者延べ57名。	○	A	A	多様性社会推進課
			75	国籍・文化の異なる多様な区民の理解、交流促進	205	区民まつり「国際ふれあい広場」	区民まつり王子会場内において、国際交流団体の協力による「国際ふれあい広場」を設け、各国の料理やパフォーマンスなどを楽しむ交流の場を設置し、異文化交流を図った。（令和6年10月5日～10月6日）	-	-	-	総務課
		206			外国語と日本語でのおはなし会	中央図書館で、英語と日本語での絵本のおはなし会を、11月2日(日)午前①10：00～10：30、②11：00～11：30の２回開催 ①幼児3名 児童5名 大人3名 計11名 ②幼児3名 児童2名 大人4名 計9名 合計20名	-	-	-	中央図書館	

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{フィッ} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
計画を推進するためのしくみ	1 区の推進体制の充実	職員の意識啓発	76	研修の充実	207	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（再掲141）	「ハラスメント防止研修実施」（係長対象）実施 参加者61名	-	-	-	職員課
					208	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座	「女性活躍推進研修」実施 参加者34名	-	-	-	職員課
					209	男女共同参画に関する職員研修（再掲78・82・167）	令和2年度以降の研修未受講者を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解のための研修を実施。1,574人受講。	-	A	A	職員課 多様性社会推進課
			77	職員の男女共同参画に関する意識意向調査の実施	210	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	令和6年度事業実績なし。	○	-	A	職員課 多様性社会推進課
			78	ワーク・ライフ・バランスの推進	211	育児の日及びノー残業デーの設定	毎月19日（「育児の日」）に庁内ポータルで、育児等との両立支援制度等の情報発信を実施 7月はノー残業デーに合わせて、庁内放送を実施	○	A	A	職員課
					212	特定事業主行動計画の策定	令和6年度に、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とする「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画2025」を策定した。	○	-	-	職員課
		計画の進捗管理	79	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	213	アゼリアプランの策定	令和7年3月に第7次アゼリアプランを策定した。	○	A	-	多様性社会推進課
					214	基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ	各種申請書等における性別欄の見直しや、各審議会等における委員構成と委員の推薦依頼に関する「審議会等委員構成の方針」について、全庁あてに通知した。	○	-	-	多様性社会推進課
			80	計画の評価システムの効果的な運用	215	アゼリアプラン事業実績報告書の作成	アゼリアプランに掲載されている各事業について、配慮度チェックや事業、課題、目標単位で評価を実施し、計画の進捗状況を確認、評価した。評価結果を男女共同参画審議会に報告し、審議会にて計画の進捗を確認した。	○	A	A	多様性社会推進課
			81	定期的な区民意識調査の実施	216	区民等の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和5年度に実施）。5年に1回実施する。	○	-	A	多様性社会推進課
		スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実	82	幅広い区民参加の促進	217	登録団体制度の周知	登録団体制度について周知を行った。また、登録更新時期に合わせて更新案内の通知を送付した。	○	A	A	多様性社会推進課
					218	区民ボランティアとの協働	スペースゆう主催講座の開催にあたり、地域スタッフや有償ボランティアと協働で行った。	-	A	A	多様性社会推進課
			83	情報発信機能の強化	219	講座やパンフレット・情報誌等による情報発信	スペースゆうのリーフレットをスペースゆうの主催講座・講演会等の参加者に配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。そのほか、情報誌「ゆうレポート」を区内各所に配架した。	○	A	A	多様性社会推進課
			84	区民の主体的な活動拠点としての機能充実	220	スペースゆう施設充実の検討（再掲182・192）	男女共同参画等に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧サービスと貸出しサービスを行った。 所蔵数／計3,962点・貸出人数／延べ224名・貸出資料／計328点	○	A	A	多様性社会推進課
					221	スペースゆう施設の紹介パンフレットの配布	スペースゆうのリーフレットをスペースゆうの主催講座・講演会等の参加者に配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）		事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度 ^{ネット} 対象事業	事業単位 評価	前年度	担当課
計画を推進するためのしくみ	2 区民、関係機関等との連携・協働	区民、地域団体等との連携	85	区民との協働事業の推進	222	登録団体交流会（再掲203）	令和6年度事業実績なし。	-	D	D	多様性社会推進課
					223	登録団体・地域スタッフ等との連携強化	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。	-	A	A	多様性社会推進課
					224	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）（再掲226）	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。 令和6年度は、「きたくコミュニティ・つむぐわ」及び「てとての会」が企画運営した事業を協働実施した。参加者延べ57名。	○	A	A	多様性社会推進課
			86	関係機関、地域団体、NPO等との連携	225	男女共同参画推進ネットワーク、登録団体等との連携強化	「ねっとわーくまつり」（北区男女共同参画ネットワークとの共催事業）を開催。2日間にわたり、講演会、映画上映会、演奏によるステージ発表などを行った。	○	-	-	多様性社会推進課
					226	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）（再掲224）	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。 令和6年度は、「きたくコミュニティ・つむぐわ」及び「てとての会」が企画運営した事業を協働実施した。参加者延べ57名。	○	A	A	多様性社会推進課
		企業・産業団体等との連携	87	情報発信のための協力店舗の確保	227	情報発信のための協力店舗の確保	区内民間商業施設との協力により、屋外店舗灯での「女性に対する暴力をなくす運動」としてのパープルライトアップや店舗前での職員による啓発グッズの配布を行った。そのほか、相談案内ステッカーを店内トイレに貼付し、相談事業の周知を図った。	○	A	A	多様性社会推進課
			88	地域の企業や産業団体等との協働事業の推進	228	企業向け講座の実施	ワーク・ライフ・バランス講演会「心と職場環境を整える企業と働く人のための持続可能な働き方セミナー 機能するチームを作るための心理的安全性」を実施。参加者23名。	○	A	A	多様性社会推進課
		大学との連携	89	大学との連携	229	大学との連携強化	東京家政大学における講演会や学園祭において、スペースゆうに関するパンフレットなどの配布を行った。また、東京成徳短期大学に啓発ブースを出展し、啓発グッズの製作や配布、記念写真スポットでの撮影などを通して、女性に対する暴力防止のシンボルマークであるパープルリボンの周知・啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課

(5) 男女共同参画配慮度チェックの結果

アゼリアプランに定める取組みのうち、男女共同参画の浸透状況を測るために適した事業について、チェックリストを用いて行いました。「企画・立案」、「実施」、「結果」の段階ごとの男女共同参画に対する配慮について調査しました。

(1) 項目別集計結果

配慮度対象事業は163事業で、調査項目は9項目です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	124	0	39
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	116	0	47
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	123	0	40
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	124	4	35
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	118	0	45
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	109	2	52
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	112	0	51
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	95	5	63
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	119	0	44

(2) 男女共同参画配慮度への評価

配慮した項目の割合 配慮した数÷（9－非該当）	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	146
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当（※）	—	17
計		163

※非該当……未実施事業（中止などを含む）、配慮度チェックに適さないとと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

項目1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

【目標1】

(No.12／母子・父子、婦人相談／生活福祉課)

- ・ 平成 26 年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭の父の就業相談も含まれるようになったため、父子家庭が対象となる制度については、「ひとり親（母子・父子）」と表記して周知している。

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者（父親・母親）からの相談に対応するため、相談対応時間に幅を持たせるなどして対応した。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 虐待防止センター担当者を男女同数とし、それぞれの視点を取り入れて会議等の運営を行っている。

(No.48／障害者の差別解消と理解促進／障害福祉課)

- ・ 普及啓発イベントの企画・立案・実施にあたり、女性・男性職員が協働している。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 図書館蔵書の選定会議には、男女ともに参加している。また、利用者からの購入リクエストによる収集も行っている。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査は、実施医療機関ごとに環境や状況が異なるが、北区医師会に加入している各医療機関の協力を得て実施している。
- ・ 特定保健指導については、利用者から聞き取った意見を委託事業者に共有し、可能な範囲で事業に反映した。

【目標2】

(No.91／情報誌を活用した情報提供／産業振興課)

- ・ 取材対象者は代表者や賞の受賞者であったが、編集会議において意見を聴取した。

(No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)

- ・ 男性職員および女性職員で意見交換をしながら事業を実施した。

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男女問わず参加しやすいように、可能な限り配慮した。

(No.130／待機児童の解消／子ども未来課、保育課)

- ・ 子育てに対する不安解消や経済的負担を解消するため、待機児童解消を推進することは、子育て中の方はもちろん、今後に子育てを考えている方の注目するところであり、男女問わず大きな期待が寄せられている。男女問わず保育サービスの拡充は求められており、本事業は男女双方の意見を反映したものとなっている。

(No.131／延長保育・休日保育の実施／No.132／病児・病後児保育の実施／保育課)

- ・ 保育を必要とされる方の就労体系に応じて、お子さんを保育園に預けられるようにすることは、男女共同参画の社会を推進するうえで欠かせないものである。男女を問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は、男女双方の意見を反映したものとなっている。

(No.134／放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実／子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ 行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心

掛けた。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ 区役所だけでなく、高齢者あんしんセンターなど区関係機関へチラシを配布し、性別に関わらず、区民へ普及啓発を行った。

【目標3】

(No.153／就職支援事業／産業振興課)

- ・ 女性については多様な雇用形態（正社員・パート等）での就職ができるよう、個人の実情と希望に合わせたセミナーの内容になるよう配慮した。

【目標4】

(No.173／北区教育広報紙「くおん」の発行／教育政策課)

- ・ くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会委員の選出を行った。

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 内容を検討するにあたり男女ともに意見を聞いた。

(No.175／固定的性別役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・ 保育園職員は、職員課、東京都、東京都社会福祉協議会、日本保育協会などのさまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について、指導されている。各保育園についても、子ども一人ひとりの対応について、日々話し合いを行い、固定的な役割分担にとらわれないよう努めている。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 授業内容を検討するにあたり男女ともに意見を聞いた。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ いじめや不登校など、児童、生徒の心に起因する相談については学校や家庭との連携を図りながら、心の傷を増やさないよう細心の注意を払って対応した。また、必要に応じて土曜授業日を相談日に設定するなど初期対応を迅速に行うように配慮した。

(No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者（父親・母親）からの相談に対応するため、相談対応時間に幅を持たせるなどして対応した。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 展示資料については「スペースゆう」作成リストに加え、図書館職員が選定している。図書館職員選定分については男女の職員が行った。

(No.186／「家族ふれあいの日」推進事業／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 実行委員には、男女問わずメンバーとし、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

(No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 企画にあたり、講座の内容に応じて、対象者の参加しやすい曜日や時間帯を考慮した。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ おはなし会の開催については担当係の男女職員により企画立案している。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 区民企画による講座開催の際、企画内容を男性、女性、それぞれが企画員として活動できるようテーマ設定などに配慮した。
- ・ 子育て支援講座では、土日や夜間に開催するなど、保護者の性別に関係なくできるだけ誰もが参加しやすい開催日程となるよう心がけた。

- (No.198／計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定／防災・危機管理課)
- ・ 東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を 1 回開催した。44 名中 5 名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。
- (No.211／育児の日及びノー残業デーの設定／職員課)
- ・ すべての職員が働きやすい職場環境の整備を念頭に情報発信を行った。
- (No.212／特定事業主行動計画の策定／職員課)
- ・ 全ての職員を対象にアンケートを実施し、計画策定に結果を反映した。

項目2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

- (No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)
- ・ 両親が協力しあって子育てにつなげられるよう、父親と母親というそれぞれの役割ではなく、両親が同じ立場で子育てに取り組むことができるようなスタンスで相談に応じた。
- (No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)
- ・ 虐待通報を受けての事実確認の際には、男女各 1 名の担当で調査を行うようにしている。
- (No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)
- ・ 図書館の蔵書は、利用者の知る権利を守るため特定の分野に偏ることなく、また、各分野においては中立性を重要視しており多様な立場で書かれた資料を幅広く収集することを旨としている。本項目に関する分野についても同様に行っている。

【目標2】

- (No.91／情報誌を活用した情報提供／産業振興課)
- ・ 商店、事業者を取上げるにあたり、男性向けまたは女性向けにならないような記事にしている。
- (No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)
- ・ 自分に合った子育ての仕方を学ぶためのプログラムで、参加者がお互いの価値観を尊重しあうことを重視して進めている。
- (No.112／母子・父子家庭自立支援プログラム／生活福祉課)
- ・ 申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種の範囲を広げるよう助言している。
- (No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)
- ・ 男親・女親にとらわれず、お互いの悩みを打ち明け相談しあう機会をつくるよう配慮した。
- (No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)
- ・ チラシの内容は、性別役割分担意識にとらわれない内容としており、チラシをベースに普及啓発を行っているため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容としている。

【目標3】

なし

【目標4】

- (No.173／北区教育広報紙「くおん」の発行／教育政策課)
- ・ 掲載記事を作成する際には、性別を限定した記事にならないよう常に意識した。
- (No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ いじめは男女の性別によるものではないため、男女に関係なく実施した。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 性の知識について、男女に関係なく実施した。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 両親が協力しあって子育てにつながられるよう、父親と母親というそれぞれの役割ではなく、両親が同じ立場で子育てに取り組むことができるようなスタンスで相談に応じた。

(No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 相談に応じる中で「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる相談者に対しては、相談者の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするように心掛けた。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 図書館の蔵書は、利用者の知る権利を守るため特定の分野に偏ることなく、また、各分野においては中立性を重要視して、多様な立場で書かれた資料を幅広く収集することを旨としている。本項目に関する分野についても同様に行っており、展示もまた同様に配慮を行っている。

(No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ より専門的な学習機会を提供することにより、固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ 従事するボランティアに対しては、絵本やお話を選ぶ際に、主人公の性別バランスなど性別役割分担意識への配慮を行うよう研修の際などに機会をとらえて伝えている。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 子ども向けのイベント開催時、ボランティア、プログラムともに性別にとらわれない内容とすることができた
- ・ 男女関係なく参加できる保護者向けの一部講座を保育付きで企画、実施した。

(No.198／計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定／防災・危機管理課)

- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な視点での議論を実施した。

(No.211／育児の日及びノー残業デーの設定／職員課)

- ・ すべての職員が働きやすい職場環境の整備を念頭に情報発信を行った。

(No.212／特定事業主行動計画の策定／職員課)

- ・ 男性、女性という枠組みにとらわれず、誰もが働きやすい職場環境とするための取組みを計画に盛り込んだ。

項目3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 相談時間は両親が一緒に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないよう相談内容を記した資料を提供するなど、家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 虐待通報を受けての事実確認の際には、男女各1名の担当で調査を行うようにしている。
- ・ 虐待防止啓発講演会の開催に当たり、平日会社などに勤めている男性・女性が参加しやすいよう、夜間開催を行った。

(No.59／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 関連書籍については、児童書・一般書・YA（中高校生）向け資料といった対象年齢ごとの区分をした上で、主題ごとに分類し配架している。性別により利用が阻害される要素はなく、中立

性を重視した配架となっている。中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。

(No.61／HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実／保健予防課)

- ・ HIV・梅毒即日検査申し込みについて、北区ホームページからのインターネット予約を行っている。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査は、国保の資格・年齢で対象者を決定している。
- ・ 特定保健指導についても、特定健康診査を受診し、保健指導判定値に該当した者が対象となる。

(No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 関連書籍については、児童・一般・中高校生といった対象による区分をした上で、主題ごとに分類配架しており、性別により利用が阻害される要素はない。中央図書館では、関連書籍が閲覧席に近い場所にあるため、資料情報を必要とする利用者がアプローチしやすいよう、配架場所を移す工夫をした。元の配架場所にはレインボーフラッグをつけ移動先を明示した。中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。

【目標2】

(No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)

- ・ 土曜日開催のパパ向け NP 及び土曜日 NP を実施した。すべてのプログラムで託児を実施した。

(No.112／母子・父子家庭自立支援プログラム／生活福祉課)

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、母子家庭のみではなく、父子家庭も対象となったため、区ホームページ上でも、「ひとり親家庭」の名称で周知している。

(No.113／生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業／生活福祉課)

- ・ 希望者には面談時間を夕方以降にし、母子・父子世帯の負担を減らすよう配慮した。

(No.121／ひとり親家庭向け相談事業／子ども未来課)

- ・ 面談相談のほか、電話やメールによる相談受付も行っている。また、令和2年度中にオンライン相談を導入し、多様な相談体制を整備した。

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男親・女親にとらわれず、お互いの悩みを打ち明け相談しあう機会をつくるよう配慮した。

(No.127／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・ 児童館・子どもセンターに来館して相談する以外に、電話やオンライン（ZOOM）による相談も行っている。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ 事業内容について、性別問わずご利用いただけることをご案内するために、チラシのイラストに配慮している

【目標3】

(No.157／起業家支援事業／産業振興課)

- ・ セミナーの開催にあたり、勤労者、子育て中の方でも参加しやすいように一部オンライン形式とした。

【目標4】

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒に実施した。

(No.175／固定的性別役割分担にとられない保育活動／保育課)

- ・ 保育園のイベントは男女の区別なく参加できる内容としている。
- (No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)
- ・ 事前に保護者への授業内容の周知を実施し理解を促した。
- (No.179／スクールカウンセラー活用事業、No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)
- ・ 仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールカウンセラーの勤務時間を柔軟に変更するなど、相談者のニーズに配慮した。
- (No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館・多様性社会推進課)
- ・ 性別により立ち寄りにくいことがないよう、展示場所については、利用者の目につき誰もが利用しやすい総合フロアで実施している。中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。
- (No.186／「家族ふれあいの日」推進事業／生涯学習・学校地域連携課)
- ・ イベントの開催にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・に配慮した。
- (No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)
- ・ 性別を問わず取り組めるテーマや条件設定（曜日・時間帯等）について配慮した。
- (No.188／おはなし会の開催／中央図書館)
- ・ 土日開催により、母親だけでなく、父親や祖父・両親と参加する子どもが増えている。
- (No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)
- ・ 特別な事情（着替など）がある場合を除き、講座名や対象に性別にとらわれる表現を用いずに開催した。
- (No.198／計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定／防災・危機管理課)
- ・ 会議開催にあたり、各委員が出席しやすいよう開催日や時間等を配慮した。
- (No.211／育児の日及びノー残業デーの設定／職員課)
- ・ すべての職員が働きやすい職場環境の整備を念頭に情報発信を行った。

項目4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

- (No.12／母子・父子、婦人相談／生活福祉課)
- ・ 法や制度により、対象者が女性に限定されている場合は、その旨を明記した。父子家庭の父も利用できる事業制度等については、「ひとり親（母子・父子）」と表記している。
- (No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)
- ・ 性別にとらわれない表現として、リーフレットには花や木のイラストを取り入れるように配慮した。
- (No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)
- ・ リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、知的障害者にもわかりやすいよう、振り仮名入りで作成した。
- (No.48／障害者の差別解消と理解促進／障害福祉課)
- ・ 配布しているハンドブックについては男女両方描かれているものを選定している。
- (No.61／HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実／保健予防課)
- ・ HIV・梅毒即日検査申し込み案内に係る北区ホームページ案内について、男性が相談、検査を受けるイラストを使用していたので、このイラストを削除することとする。
- (No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)
- ・ 特定健康診査および特定保健指導について、パンフレット・チラシ内の文書やイラストについ

て、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標2】

(No.91／情報誌を活用した情報提供／産業振興課)

- ・ 商店、事業者を取上げるにあたり、男性向けまたは女性向けにならないような記事にしている。

(No.113／生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業／生活福祉課)

- ・ チラシの写真は男女両方掲載し性別に関わらず参加しやすい表現になるよう配慮した。

(No.114／子どもの居場所づくり（子ども食堂等）支援事業／子ども未来課)

- ・ 性別に関する表現をHP上で一切しなかった。

(No.119／生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）／子ども未来課)

- ・ 性別にとらわれず、対象となる生徒が参加しやすい内容になるよう心掛けた。

(No.121／ひとり親家庭向け相談事業／子ども未来課)

- ・ パンフレット作成にあたっては、男女とらわれず相談しやすい表現となるよう配慮した。

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 参加の申請書類等作成においては、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.127／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・ 家族で子どもを育てているイラストをパンフレットに使用した。

(No.130／待機児童の解消／子ども未来課、保育課)

- ・ 保育園の利用案内や事業のチラシなど、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

(No.131／延長保育・休日保育の実施、No.132／病児・病後児保育の実施／保育課)

- ・ 区民向けリーフレット「北区病児・病後児保育のご案内」中の女性保育士が子どもを保育しているイラストを、男女の区別がわからない動物のイラストにしている。

(No.134／放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実／子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ パンフレット等作成時には、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ チラシはイラストや内容を含め、性別にとらわれない表現を用いている。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.173／北区教育広報紙「くおん」の発行／教育政策課)

- ・ 児童・生徒等のイラストを掲載する際には、男女両方のイラストを使用するとともに、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 性別に関わらないデザインにした。

(No.175／固定的性別役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・ 保育園で作成するチラシは、性別にとらわれるような表現がないよう十分配慮している。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 男女の内容、思春期におこる心身の変化にも触れる授業内容にしている。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 「カウンセラーだより」などのお知らせには不適切な表現や相手の気分を害するような表現がないよう、各学校の校長に確認を依頼し、万全を期すよう心掛けた。

(No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 性別にとらわれない表現として、リーフレットには花や木のイラストを取り入れるように配慮した。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館、多様性社会推進課)

- ・ ブックリストについては、性別にとらわれない表現としている。

(No.186／「家族ふれあいの日」推進事業／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ チラシには、性別にとらわれない表現を使うよう意識した。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ おはなし会のチラシには、性別にかかわらず表現を用いている。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 男女それぞれのイラスト、もしくは性別いとわれない動物やピクトグラムなどを用いて作成した。
- ・ 講座名や講座の説明文書も同様である。

項目5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事案に公平、平等に対応している。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 利用者登録に際しては、性別記載不要で性別による区分は行われておらず、性別にかかわらず均一のサービスを提供している。
- ・ なお、利用カードの姓名から推測される性別と持参人の外見上の性別に乖離があった場合でも利用カードの持参があれば貸出を可としている。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高く、プライバシー保護の面からも、性別を問わず同様の態度で対応している。

【目標2】

(No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)

- ・ 男性・女性に関わらず参加者同士の交流が行えるように実施した。

(No.121／ひとり親家庭向け相談事業／子ども未来課)

- ・ 専門相談員が相談内容に応じて適切な助言を行い、また、必要な情報提供を行った。

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なく、ひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.127／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・ 児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ チラシを区関係機関等に配布しており、特定の性別のみを対象とせず、区民に対して普及啓発を行った。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒を対象に実施した。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒を対象に実施した。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ スクールカウンセラー研修などの場を通じて、相談者の性別、年齢、立場などで差をつけることがないよう、その都度確認を行い、基本に忠実な相談となるよう心掛けた。

(No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 登録に際しては、性別記載不要で性別による区分は行われていない。日常業務においても、性別にかかわらず均一のサービスを提供しており、本項目においても同様な対応としている。

(No.186／「家族ふれあいの日」推進事業／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 親子参加の講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。

(No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 受講者募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとらわれない表現に配慮した。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ おはなし会の事前 PR、当日の参加の呼びかけ、実施中の参加者への呼びかけにおいて男女による区別をせず同様に行っている。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 子ども向けイベントの景品など、男の子向け、女の子向けなどを特定せず、自由に色や形状を選択できるように配慮した。

(No.198／計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定／防災・危機管理課)

- ・ 会議開催に向けて事務局の職員として、性別役割分担を前提とした検討とならないよう、多様な視点による検討を行うようにした。

(No.211／育児の日及びノー残業デーの設定／職員課)

- ・ すべての職員が働きやすい職場環境の整備を念頭に情報発信を行った。

項目6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要があった場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.12／母子・父子、婦人相談、No.15／母子緊急一時保護事業／生活福祉課)

- ・ 女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の女性相談員・母子・父子自立支援員（女性）が対応している。

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 女子児童・生徒の健康面や身体面に関する相談の際には女性相談員が対応するよう配慮した。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 性的虐待事案のケースや身体的虐待事案で身体状況の確認を要する場合などでは、被虐待者と

同性の職員を担当につけ、対応するようにしている。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 資料相談（レファレンス）・窓口対応等の場面において、利用者から職員の性別指定の対応を依頼された場合は対応できる体制としている。

【目標2】

(No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)

- ・ プログラムのファシリテーター（進行役）には、参加者と同性の職員が含まれるようにした。

(No.112／母子・父子家庭自立支援プログラム／生活福祉課)

- ・ 女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の女性相談員・母子・父子自立支援員（女性）が対応している。

(No.119／生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）／子ども未来課)

- ・ 女子児童が女性の講師を希望した場合、希望に添えるよう、個別指導の組み合わせを配慮した。

(No.127／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・ 専門相談員はすべて女性であるが、各館・センターに配属された職員（男女共）が相談に応じた。

【目標3】

(No.153／就職支援事業／産業振興課)

- ・ 女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

(No.154／くらしと仕事相談センター事業／生活福祉課)

- ・ 男女の職員を複数配置し、相談員の性別に特定の希望がある場合は、希望に応じられるように体制を整えた。

【目標4】

(No.179／スクールカウンセラー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 男性スクールカウンセラーが女子児童・生徒の身体面を含んだ相談に応じる際には、女性の養護教諭や担任教諭に協力を依頼するなどし、相談しやすい環境整備や配慮を心がけた。

(No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 女子児童・生徒の健康面や身体面に関する相談の際には女性相談員が対応するよう配慮した。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館、多様性社会推進課)

- ・ 資料相談（レファレンス）・窓口対応等の場面において、利用者から職員の性別指定の対応を依頼された場合は対応できる体制としている。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ 緊急事態の場合、男女いずれの職員・委託事業者が対応できるよう人員を配置している。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座全般において、随時男性職員、女性職員いずれもが対応できるような体制を整えている

項目7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外、可能な限り両親揃ったの相談に応じるように心掛

けた。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 虐待者・被虐待者とも男女区別することなく虐待防止に向けて対応している。

(No.48／障害者の差別解消と理解促進／障害福祉課)

- ・ 障害者の理解促進のためのハンドブックを男女の別なく配布している。
- ・ 普及啓発イベントの内容・対象は男女の別なく実施している。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 利用者登録に際しては、性別記載不要で性別による区分は行われていないため、数値による確認は取れないが、本事業に関し、窓口業務の体感においては、男女双方にサービスが及んでいる。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに、国保の資格・年齢で対象者を決定するため、性別にとらわれずに実施している。

【目標2】

(No.91／情報誌を活用した情報提供／産業振興課)

- ・ 情報提供にあたって男性向けまたは女性向けにかたよらないよう意識している。

(No.96／親育ちサポート事業（NP 講座）／出産・子育て支援担当課)

- ・ パパ向け及びママ向けに講座を設定するほか、男女ともに参加しやすいよう、参加者を男性に限定しない土曜日プログラムも設定した。

(No.121／ひとり親家庭向け相談事業／子ども未来課)

- ・ 電話や面接だけでなくメール相談も取り入れるなど、相談員へ相談しやすくなるよう考慮した。

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なく、ひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.127／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・ 性別に関係なく相談は受け付けた。

(No.134／放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実／子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ 行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ 性別に関わらず、ご高齢者や障害のある方に対し、普及啓発活動を行った。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.173／北区教育広報紙「くおん」の発行／教育政策課)

- ・ 性別や年齢等を問わず区民が閲覧できるよう、北区公式ホームページへの掲載、区内広報スタンドへの配布等を行った。

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒に実施した。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 男女双方について平等に触れるように配慮した。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業、No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外、可能な限り両親揃っての相談に応じるように心掛けた。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館、多様性社会推進課)

- ・ 利用者登録に際しては、性別記載不要で性別による区分は行われていないため、数値による確認は取れないが、本事業に関し、窓口業務の体感においては、男女双方にサービスが及んでいる。

(No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、受け入れをした。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ 父親、祖父等男性保護者との参加が頻繁にみられる。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 一部、講座内容を参加者の希望に沿ったプログラムの実施を行った。その際、男性意見、女性意見などに偏らず、参加者全員で内容を決定した。

(No.211／育児の日及びノー残業デーの設定／職員課)

- ・ すべての職員が働きやすい職場環境の整備を念頭に情報発信を行った。

項目8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 相談・通報・届出受付票に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 利用登録に性別要件がないため、男女別の利用状況は確認できない。(本事業評価にあたり男女別の実績は必要を認めない。)

(No.61／HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実／保健予防課)

- ・ 統計上のデータとして男女別のデータは存在している。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに、事業評価のために実績データを作成している。(検査項目によっては男女別の標準値が設定され、その結果によって健診結果の判定や保健指導の内容も変化する。)

【目標2】

(No.96／親育ちサポート事業(NP 講座)／出産・子育て支援担当課)

- ・ 受講者アンケート、参加人数

(No.113／生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業／生活福祉課)

- ・ 参加実績(人数・性別等)

(No.121／ひとり親家庭向け相談事業／No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／No.127／子育て相談事業／子ども未来課)

- ・ 相談件数

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ 友愛ホームサービス登録者。

【目標3】

(No.157／起業家支援事業／産業振興課)

- ・ セミナーの参加者アンケート。

【目標4】

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート WEBQU」調査結果、いじめ相談の件数

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館、多様性社会推進課)

- ・ 利用登録に性別要件がないため、数値的には男性女性の利用状況は確認できない。(本事業評価にあたり男女別の実績は必要を認めない。)

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座ごとの参加者データ
- ・ 年度別の参加者データ
- ・ 講座ごとの参加者アンケート

項目9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる相談者に対しては、相談者の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするように心掛けた。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 虐待防止センターのスタッフは男女の職員を配置し、協働で対応している。

(No.48／障害者の差別解消と理解促進／障害福祉課)

- ・ 普及啓発講演会を実施するうえで、女性・男性職員が協働している。

(No.59、No.81／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 資料の選定については性別的役割にとらわれず、男女職員で実施した。資料の貸出等についても男女職員・委託スタッフにて実施した。

(No.62／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高く、プライバシー保護の面からも、性別問わず同様の態度で対応している。
- ・ 今後も関係機関と意見交換や情報共有を重ね、対象者に十分配慮しながら事業を推進していく。

【目標2】

(No.122／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なく、ひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.130／待機児童の解消／子ども未来課、保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスの提供を推進している。

(No.131／延長保育・休日保育の実施／No.132／病児・病後児保育の実施／保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスの提供を推進している。

(No.134／放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実／子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ 行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.136／高齢者生活援助サービス／高齢福祉課)

- ・ 区関係機関等にチラシを配布し、特定の性別にとらわれず、区民に対して普及啓発を行った。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.174／いじめ防止条例の周知・推進／教育指導課)

- ・ いじめは性別に関わらないことを意識して、企画運営を行った。

(No.175／固定的性別役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスの提供を推進している。

(No.177／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 男女の内容、思春期におこる心身の変化にも触れる授業内容にしている。

(No.179／スクールカウンセラー活用事業、No.180／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育総合相談センター)

- ・ 相談時間はご両親が共に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように、相談内容を記した資料を提供するなど、家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

(No.183／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館、多様性社会推進課)

- ・ 展示資料の選定については性別的役割にとらわれず、男女職員で実施した。展示の運営についても男女職員・委託スタッフにて実施した。

(No.186／「家族ふれあいの日」推進事業／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 親子のイベントへの参加は、父親、母親にとらわれず、参加を促した。

(No.187／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 受講者同士が経験を共有できるよう配慮した。

(No.188／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ 実施中の参加者への呼びかけにおいて男女による区別をせず同様に行っている。絵本やお話の内容について、内容や主人公における性別バランスなどに配慮している。

(No.194／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 文化センターの利用団体が集まる利用団体学習会では、進行役、発表役など男女の区別なく各班より選出してもらった
- ・ 区民企画員講座や子ども向けイベントのボランティアでは、男女の区別なく希望に沿った役割を担ってもらった。

(No.198／計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定／防災・危機管理課)

- ・ 防災会議の委員構成として、委員に女性を多く選出するよう配慮し、多様な視点での議論結果を計画に反映できるよう推進した。

2. 今後の取り組み

(1) 第7次アゼリアプラン策定の経緯

第1章に記載のとおり、北区では、「北区男女共同参画条例」に基づき、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行うため、男女共同参画施策の総合的な推進を図るための行動計画である「アゼリアプラン」を策定し、様々な取り組みを推進しています。

令和2年（2020年）3月に策定した「第6次アゼリアプラン」（令和2年度～令和6年度）の計画期間の終了に伴い、令和7年度からの五か年の計画として令和7年（2025年）3月に「第7次アゼリアプラン」を策定しました。

この計画は、令和5年度（2023年度）に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和6年（2024年）5月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策の検討を行いました。その後、令和6年（2024年）12月に取りまとめた「北区男女共同参画行動計画（第7次アゼリアプラン）中間のまとめ」（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施や、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、本計画を策定しています。

第7次アゼリアプランでは、社会の変化や課題に対応するため、第6次アゼリアプランに掲げていた4つの目標を3つの基本目標へ整理したうえで、課題・施策・取組を新たな目標に沿った内容とする等、計画の体系全体を見直しました。

計画の基本目標

- (1) すべての人が性別にとらわれず人権を尊重して安心してらせるまち
- (2) あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち
- (3) あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

なお、この計画では、中長期的な進捗状況を数値により確認するため、基本目標における課題ごとに目標指標を設定しました。計画期間中は目標指標を踏まえた取組を進めていくとともに、取組の進捗状況を確認していきます。

※第7次アゼリアプランについては、詳しくはホームページ等をご覧ください。

<https://www.city.kita.lg.jp/city-information/policy/1018355/1018356/1002461/1002462.html>



(2) 第7次アゼリアプラン重点取組

目標	課題	施策	No.	取組	内容
目標Ⅰ すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して暮らせるまち					
	課題１ 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援				
	施策①暴力防止のための周知・啓発				
		2	若年層に対する暴力防止に向けた啓発	デートDVやSNSを利用した性被害等の性暴力について、パンフレットや講座等により、若年層を対象とした加害者および被害者を生まないための予防啓発を行います。	
		3	DVに関する情報提供による暴力の早期発見の実現	身体的な暴力だけでなく、大声でどなる、生活費を渡さない等の精神的・経済的暴力等もDVであることを、講座や情報誌等により広く区民に向けて周知し、暴力の早期発見につなげます。	
	施策②相談体制の充実				
		4	DV被害者のための相談の実施	DV専用ダイヤル、こころと生き方・DV相談等の相談の場において、DVに関する相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。	
		6	配偶者暴力相談支援センターの運営	関係機関と連携しながら、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等に関する制度の情報提供および助言を行う等、配偶者暴力相談支援センターとして被害者の支援を実施します。	
	施策③被害者支援の充実				
		7	被害者の緊急一時保護事業の実施	緊急一時保護を実施します。また、関係機関が連携しながら被害者の個人情報の管理を徹底し、被害者の安全を守ります。	
	課題２ 互いの人権を尊重する意識の形成				
	施策①人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり				
		11	人権の尊重と男女共同参画の重要性の啓発	区民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるために、人権講演会、平和祈念週間や区民まつりでの啓発、広報誌への掲載等を行います。また、子どもの権利の尊重について動画、リーフレットの作成や出前講座により普及啓発を行います。	
		12	人権の尊重と男女共同参画の重要性の理解に関する教育の実施	人権について考える機会を設けることによって、一人ひとりが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的として、小・中・義務教育学校等において人権教室を実施します。	
	施策②人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策				
		20	様々なハラスメントの防止に関する啓発	職場等における様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、国や都と連携してハラスメントに関する講座を実施します。また、情報誌等によりハラスメント防止のための啓発を行います。	
	課題３ 生涯を通じて健康的な生活を送るための支援				
	施策①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発				
		24	性に関する学びの提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を深めるため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、プレコンセプションケアに関する取組に努めます。	
	施策②生涯を通じた健康づくりへの支援				
	施策③生きづらさを抱える人への支援				
	課題４ 性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援				

目標	課題	施策	No.	取組	内容
		施策①性の多様性に関する啓発			
		36	区民に対する性の多様性に関する啓発	区民向けの講座やパンフレット、情報誌等による啓発を行います。	
		施策②性的マイノリティへの支援			
		37	性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供＜再掲＞	性的マイノリティ等を対象とした「にじいろ電話・法律相談」や居場所づくりのための事業を実施します。	
目標Ⅱ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち					
課題１ ワーク・ライフ・バランスの推進					
施策①企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援					
		39	働き方改革・意識改革の啓発	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座、パンフレットや情報誌等により情報提供を行います。	
施策②働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発					
		42	働き方改革・意識改革の啓発（再掲）	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座、パンフレットや情報誌等により情報提供を行います。	
課題２ 子育てや介護に関する支援					
施策①子育てをしている人への支援					
		52	子育て情報の提供	子育て家庭や妊産婦に子育て支援施設や子育て支援事業等を活用してもらえよう、情報提供や相談・援助等を行います。	
施策②家族の介護をしている人への支援					
		56	介護による離職防止・職場復帰のための情報提供	家族の介護による離職防止のため、制度の利用方法等、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報を提供します。	
施策③困難を抱える家庭への支援					
課題３ 働く場における男女平等の推進					
施策①女性のキャリア形成と多様な働き方の支援					
		71	就職や再就職のための支援	女性の就職や再就職を支援するため、講座の実施や、雇用機会の均等等、必要な知識・情報を提供します。また、関係機関と連携し、女性の就職や再就職を支援します。	
		73	キャリア形成の支援	女性のキャリア形成を支援するため、キャリアアップ等に関する講座を実施し、キャリア形成に必要な知識・情報を提供します。	
施策②職場等におけるハラスメントの防止					
課題４ 意思決定過程への女性の参画推進					
施策①政策・方針決定過程における女性の参画推進					
		75	庁内審議会等への女性委員の参画推進	意思決定過程に男女双方がバランスよく参画するため、意思決定過程への女性の参画環境・意識づくりを推進し、庁内審議会等での女性の登用を促進します。	
施策②地域や職場における女性リーダーの育成					
		77	女性リーダーを育成するための講座の実施や情報提供	女性が職場や地域等でリーダーとして活躍できるよう、リーダーに必要な資質の獲得と向上のための講座を実施します。また、女性の人材育成につながる情報を提供します。	
目標Ⅲ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち					

目標	課題	施策	No.	取組	内容
	課題 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成				
		施策①子どもに対する男女共同参画意識の形成			
	課題 2 くらしにおける男女共同参画の推進				
		施策①家庭・地域における男女共同参画意識の形成			
		施策②多様な視点を取り入れた防災対策の充実			
		92	多様な視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発	性別にとらわれず多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発をします。	
	計画の推進体制				
	課題 1 計画を推進するための庁内体制の整備・強化				
		施策①男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進			
		施策②計画の進捗管理・見直し			
	施策③スペースゆうの機能の充実				
		103	スペースゆうおよびスペースゆう開催事業の周知・情報発信	北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」の機能や取組について、広く区民に周知します。	
課題 2 計画を推進するための庁外体制の整備・強化					
	施策①区民や関係機関等との連携・協働				

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 令和6年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

令和6年度の苦情等の申出は、0件でした。

2. 令和6年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況

令和6年度は未開催。

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が

確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

（性別による権利侵害の禁止）

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行つてはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するため

の拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
 - 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
- 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン
事業実績報告書【令和6年度】

＜★発行＞

令和7年〇月

北区総務部多様性社会推進課

北区王子 1-11-1 北とぴあ5階

03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号

7-0-000



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク

第 7 次アゼリアプラン

重点取組における主要事業 評価シート

課

基本目標	
課題	
施策	
取組	

事業名						
事業概要						
事業実績	目標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
① ○○○○実施数（回）						
② △△△△実施数（回）						

R 7 事業実績詳細 （事業実績及び翌年度の方向性について）	
-----------------------------------	--

所管課による評価	評価理由

男女共同参画審議会 による評価

評価における基準	評価段階
1.目標を達成しているか	A 適切に実施されている
2.男女共同参画推進への効果があるか	B 適切に実施されているがさらなる充実が求められる
3.男女が参画できるよう配慮しているか	C 実施されているが十分でない
4.すべての人の人権の尊重に配慮しているか	D 事業実施なし

第7次アゼリアプラン 令和●年度個別事業実績確認シート

目標	課題	施策	取組	No.	事業名	事業実績						事業実績に関する所管課意見	担当課	
						指標	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1			
(記入例)				●	D V 理解基礎講座	講座参加者数						(例) DV理解基礎講座 「安心できる家族をつくるために～「タフラブ」を知る～」を実施し、 D Vに関する情報提供を実施した。アンケート結果では・・・来年度に 向けて・・・	多様性社会推進課	
れ ず 人 す 権 を て せ 尊 の 重 人 が 性 別 に と く ら わ	1 配偶者等 からの暴力 の防止と被 害者の支援	① 暴力防止 のための周 知・啓発	2											